

宇治駅周辺地区

交通バリアフリー基本構想



空白

は じ め に

～「すべての人が安全、安心、快適に活動できる“キラッと光る宇治のまち”
をめざして～

我が国では、急速な少子高齢化が進んでおり、2015年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な超高齢社会を迎えると言われています。また、障がいがある人もない人も平等に生活できる社会をめざす「ノーマライゼーション」という考え方も広がりつつあり、高齢者や障がいのある人などが自立した社会生活を営むことができる生活環境の整備が強く求められています。

本市におきましても、生活環境の改善は極めて重要な課題であり、平成12年11月に施行されました「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）に基づいて、平成17年7月に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を公表したところです。この全体構想におきまして、宇治駅周辺地区は重点整備地区に位置づけられたことから、平成17年度より基本構想の作成に取り組んでまいりました。

こういった中、より一体的・総合的なバリアフリー化を推進するため、平成18年12月に交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、できる限りバリアフリー新法に配慮した考え方で「宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

この基本構想は、JR宇治駅、京阪宇治駅及び京阪三室戸駅を中心とした徒歩圏を対象範囲として、生活している人や観光に訪れた人などすべての人が、安全、安心、快適に活動できるよう、駅舎や駅周辺の主要な施設を結ぶ経路のバリアフリー化方策や、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解し、協力できるような心のバリアフリーの施策など、宇治駅周辺地区のバリアフリー化を推進するための基本事項を取りまとめたものです。

今後は、この基本構想に基づき、公共交通事業者や関係機関と協力して、この地区のバリアフリー化を進めてまいりますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この基本構想の策定にあたり、ご尽力を賜りました「宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会」ならびに「宇治駅周辺地区交通バリアフリーワークショップ」にご参加いただきました皆様に心よりお礼を申し上げます。

平成19年3月

宇治市長 久保田 勇



目 次

1. 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定の目的	1
1-1. 取り組みの背景	1
1-2. 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定の目的	2
1-3. 基本構想の検討体制	2
2. 宇治駅周辺地区の概況	3
2-1. 上位計画における宇治駅周辺地区の位置づけとめざす方向	3
2-2. 宇治駅周辺地区の位置と概況	5
2-3. 人口の動向と高齢化率	6
2-4. 宇治駅周辺地区の主要な日常生活の施設と 観光・レクリエーション施設	7
3. 宇治駅周辺地区の移動環境の現況	9
3-1. 宇治駅周辺地区の公共交通(鉄道・バス)	9
3-2. 宇治駅周辺地区の道路状況	15
4. 宇治駅周辺地区のバリアフリー化への主な問題、課題	18
4-1. 公共交通	18
4-2. 道路・駅前広場	20
4-3. 交通安全施設	21
4-4. 観光	22
4-5. 宇治駅周辺地区の主な課題のまとめ	25
5. 基本理念・基本方針	26
6. 重点整備地区	28
6-1. 生活関連施設	28
6-2. 重点整備地区	30
6-3. 観光バリアフリー化重点地区	30
7. 生活関連経路	32
7-1. 生活関連経路の設定の考え方	32

8．バリアフリー化事業計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・	36
8-1．公共交通機関のバリアフリー化事業計画	36
8-2．道路・駅前広場のバリアフリー化事業計画	38
8-3．交通安全施設のバリアフリー化事業計画	40
8-4．特定公園のバリアフリー化事業計画	42
8-5．その他のバリアフリー化事業計画	42
8-6．ソフト施策（みんなでバリアフリー）	43
 9．継続的な取り組みに向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・	 45

参考資料

資料-1：バリアフリー新法の概要

資料-2：基本構想策定の経緯

資料-3：宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要項

資料-4：宇治駅周辺地区交通バリアフリーワークショップの活動内容

資料-5：特定旅客施設の算定方法

資料-6：用語の解説

空白

1. 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定の目的

1-1. 取り組みの背景

我が国では、4人に1人が65歳以上の高齢者となる高齢社会を迎えようとしています。このため、高齢者や障がいのある人などだれもが自立した日常生活及び社会生活を営むことのできる社会の構築が急務の課題となっています。

このため、公共交通機関を利用した移動の円滑化を確保するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、「交通バリアフリー法」という）が平成12年に制定されました。また、建築物の円滑な利用を確保するための法律である「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下、「ハートビル法」という）が平成6年に制定されました。

宇治市では、交通バリアフリー法に基づき市内のバリアフリー化を進めるため、平成17年7月に「宇治市交通バリアフリー全体構想」（以下、「全体構想」という）を策定しました。全体構想では、市内全体を対象とした交通バリアフリーに関する基本理念や基本方針を定め、JR宇治駅、京阪宇治駅、京阪三室戸駅を中心とした徒歩圏を『宇治駅周辺地区』とし、バリアフリー化を推進する「重点整備地区」に位置づけました。

このような中、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し、総合的なバリアフリー化を推進するための「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という）が平成18年12月20日に施行され、対象者や対象施設、対象地域、対象経路などが拡大されました。

宇治市交通バリアフリー全体構想〈抜粋〉

◆ 基本理念

すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治

◆ 基本方針

- ・すべての人が安全に安心して移動できるまちづくりを推進します。
- ・交通利便性の向上を図り、だれもが快適に過ごせるまちを推進します。
- ・やすらぎと思いやりにあふれた支え合いのまちづくりを推進します。

◆ 重点整備地区の整備方針

重点整備地区については、平成22年度を目標に駅や周辺道路のうち、高齢者や身体に障がいのある人の利用が多く見込まれる「特定経路」のバリアフリー化を図るため、今後、地区ごとに「基本構想」を策定し、具体的な事業計画を検討すると共に、計画のまとまったものから順次事業を実施していきます。

1. 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定の目的

1-2. 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定の目的

宇治駅周辺地区は、交通バリアフリー法に基づいた全体構想において、地区の特性を考慮した「基本構想」を策定する地区に位置づけられました。

宇治駅周辺地区は、市の「中枢拠点」として、官公庁や福祉施設、文化集会施設が集まったエリアです。また、平等院や宇治上神社の世界遺産をはじめとする多くの歴史的資源や豊かな自然環境に恵まれ、市内外の多くの人々が集まる宇治市のシンボルゾーンです。

宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（以下、「基本構想」という）は、平成17年度から交通バリアフリー法に基づいて取り組みを開始しました。宇治駅周辺地区は鉄道駅のバリアフリー化が他の地区に比べて進んでいることから、周辺道路やソフト施策等を中心に検討を進め、公共交通機関、道路関係、交通安全施設、公園などの一体的、総合的なバリアフリー化事業を位置づけ、面的なバリアフリー化を推進します。また、平成18年12月にバリアフリー新法が施行されたことを受け、バリアフリー新法の考え方を可能な範囲で反映しました。

この基本構想は、「宇治市第4次総合計画」や「宇治市都市計画マスタープラン」などの各種関連計画と整合をもたせながら、市民、公共交通事業者、行政関係者などが協力しあうことで効果的かつ実行性のあるものとしています。

1-3. 基本構想の検討体制

基本構想の策定にあたっては、学識経験者、関係団体、公共交通事業者及び行政関係者からなる**委員会**を設置して検討してきました。また、庁内メンバーで構成された**ワーキング**を設置して実現可能性などの検討を行い、公募の市民で構成された**ワークショップ***を開催し、市民の意見をできるだけ反映することに努めました。

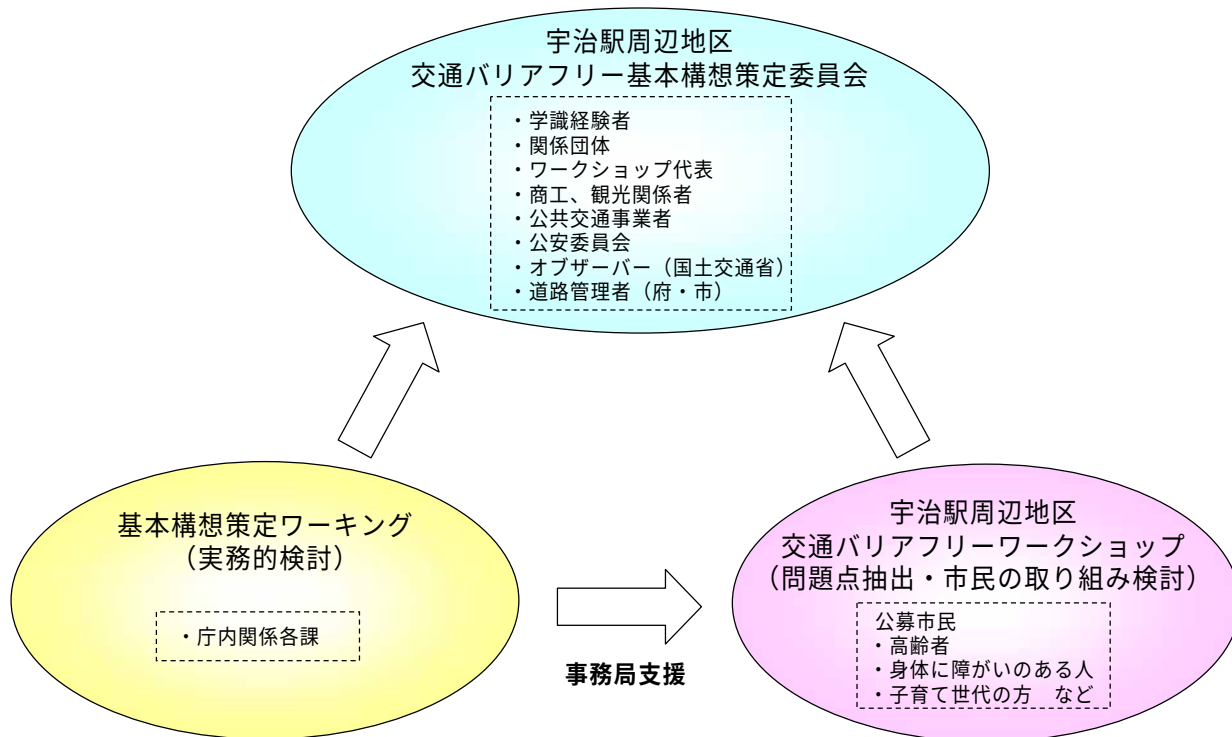


図 1-1 基本構想の検討体制

2-2. 宇治駅周辺地区の位置と概況

- ◆宇治駅周辺地区は、宇治市東部の宇治川沿いＪＲ奈良線、京阪宇治線沿線を中心に形成された市街地です。
- ◆市役所をはじめ、市の中心的な公共施設が立地しています。
- ◆世界遺産である平等院、宇治上神社をはじめ、数多くの観光資源があり、多くの観光客も訪れる地区となっています。
- ◆運動公園や植物公園などのレクリエーション施設の玄関口でもあります。

宇治市の市街地は、東部宇治川沿いのＪＲ奈良線や京阪宇治線沿線を中心とした市街地と近鉄京都線沿線を中心とした西部の市街地に大きく分かれています。

宇治駅周辺地区は、東部宇治川沿いのＪＲ奈良線や京阪宇治線沿線を中心に形成された市街地で、市役所をはじめ各種の中心的な公共施設が集積したゾーンがあります。

また、宇治駅周辺地区、宇治川沿いには世界遺産になっている平等院や宇治上神社など、平安時代を垣間見ることができる歴史・文化資源が集積したゾーンがあります。

この他、源氏物語ミュージアムや神社・仏閣などの観光資源

や、さくらまつり、県まつり、宇治川花火大会、鶺鴒いなど数多くの観光イベントがあり、毎年多くの観光客が訪れています。

また、宇治駅周辺地区の南部には府立山城総合運動公園（太陽が丘）や宇治市植物公園などのレクリエーション施設が集積したゾーンもあり、ＪＲ宇治駅や京阪宇治駅はこれら観光施設やレクリエーション施設の玄関口になっています。

宇治橋通り商店街周辺では、日用品店や観光みやげ品店などの商業施設が形成されています。

なお、世界遺産である平等院や宇治上神社の周辺は風致地区であるとともに、国定公園に指定されています。



図 2-3 宇治駅周辺地区の位置

2. 宇治駅周辺地区の概況

2-3. 人口の動向と高齢化率

- ◆高齢化が急速に進行すると予想され、バリアフリー化の推進が重要です。
- ◆宇治駅周辺地区の高齢化率は、宇治市全体の高齢化率とほぼ同じです。

(1)人口の動向

近年における少子高齢化の急速な進行により、我が国の総人口は減少することが明らかになってきており、社会経済の動向から見ても、人口増加が認められる都市は一部に限られているのが現状です。宇治市においても、人口増加の幅は鈍化しており、今後はさらに若年層を中心とした生産年齢人口の減少と高齢人口の増加などが考えられます。

なお、宇治市の平成 17 年 10 月 1 日現在の住民登録総数は 188,531 人となっています。宇治駅周辺地区の世帯数・人口は、平成 17 年 10 月 1 日現在で 12,172 世帯、31,691 人となっています。

(2)高齢化率

平成 17 年の国勢調査によると、全国の 65 歳以上の高齢者数は 25,672,005 人で、高齢化率は 20.1%となっています。

宇治駅周辺地区には、平成 17 年 10 月 1 日現在の住民登録数をみると、65 歳以上の高齢者が 5,539 人居住しており、高齢化率は 17.5%となっています。これは、宇治市全体の高齢化率である 17.2%とほぼ同じ割合となっています。

表 2-1 宇治市及び宇治駅周辺地区の高齢化率

宇治市	総人口	188,531 人
	高齢者（65 歳以上）人口	32,356 人
	高齢化率	17.2%
宇治駅周辺地区	総人口	31,691 人
	宇治市全体に占める人口の割合	16.8%
	高齢者（65 歳以上）人口	5,539 人
	高齢化率	17.5%

資料：宇治市住民登録数 平成 17 年 10 月 1 日現在

(3)身体障がい者数

平成 17 年度末の厚生労働省の報告によると、全国の身体障がい者数（身体障害者手帳交付数）は 4,795,003 人で、その割合は 3.8%となっています。

宇治市では、平成 17 年度末現在の身体障害者手帳交付数は 7,983 人で、その割合は 4.2%となっています。

2-4. 宇治駅周辺地区の主要な日常生活の施設と観光・レクリエーション施設

◆日常生活の施設

- ・市役所など市の中心的な公共施設が立地しています。
- ・宇治武田病院、総合福祉会館など医療・福祉施設も立地しています。

◆観光・レクリエーション施設

- ・世界遺産である平等院、宇治上神社があります。
- ・その他茶業を伝える施設など文化観光施設が多数立地しています。
- ・宇治川をはじめ豊かな自然環境とレクリエーション施設も立地しています。
- ・年間約400万人の人が訪れている地区です。

(1) 主要な日常生活の施設

宇治駅周辺地区は、宇治市や周辺地域の中心的な役割を果たし、JR宇治駅周辺には、宇治市役所をはじめ、公共施設が多く立地しています。

地域内の主要な施設として、「宇治市役所」はJR宇治駅の南約600mにあり、周辺には「うじ安心館（健やかセンター・休日急病診療所・歯科サービスセンター・宇治消防本部・中消防署）」や「総合福祉会館」、「生涯学習センター」などが立地しています。また、「ゆめりあうじ（男女共同参画支援センター・地域子育て支援基幹センター・ファミリーサポートセンター・観光案内所）」がJR宇治駅前に、「宇治武田病院」がJR宇治駅の北200mのところに、「槇島地域福祉センター」、「宇治川福祉の園」、「槇島福祉の園」や「特別養護老人ホーム桃花園」などの福祉施設や「文化センター（文化会館・歴史資料館・中央図書館・中央公民館）」は、JR宇治駅や京阪宇治駅から1km以上離れたところに立地しています。教育施設である「京都翔英高等学校」は、京阪宇治駅と京阪三室戸駅の間、東の山手に立地しています。

また、JR宇治駅や京阪宇治駅周辺には日用品や観光みやげ品店などが並ぶ「宇治橋通り商店街」や「平等院表参道商店会」、「宇治源氏タウン銘店会」があり、京阪三室戸駅の北には「三室戸商店街」や、京阪三室戸駅から北750mのところには「アルプラザ宇治東」といった商業施設が位置しています。

(2) 観光・レクリエーション施設

JR宇治駅や京阪宇治駅周辺には、宇治の歴史を物語る多くの歴史的遺産などがあります。世界遺産である「平等院」や「宇治上神社」をはじめ、源氏物語にまつわる資料を展示した「源氏物語ミュージアム」など多くの施設があります。

また、JR宇治駅や京阪宇治駅周辺には、室町時代以降、宇治において重要な役割を果たしてきた茶業を伝える「上林記念館」や「三休庵宇治茶資料室」、宇治茶を本格的な茶室で味わうことができる「市営茶室対鳳庵」などもあります。

この他、JR宇治駅や京阪宇治駅周辺では、春の「宇治川さくらまつり」や夏の「県まつり」、「宇治川花火大会」、「鶺鴒い」、秋の「宇治茶まつり」など数多くの催しがあり、毎年多くの観光客が訪れています。

また、JR宇治駅の南約1.5kmのところには、「府立山城総合運動公園（太陽が丘）」や「宇治市植物公園」があり、JR宇治駅や京阪宇治駅が最寄り駅になっています。

これら宇治駅周辺地区の観光・レクリエーション施設へは、概ね年間約400万人の観光客が訪れ、そのうち神社・仏閣を訪れる人は、約150万人となっています。

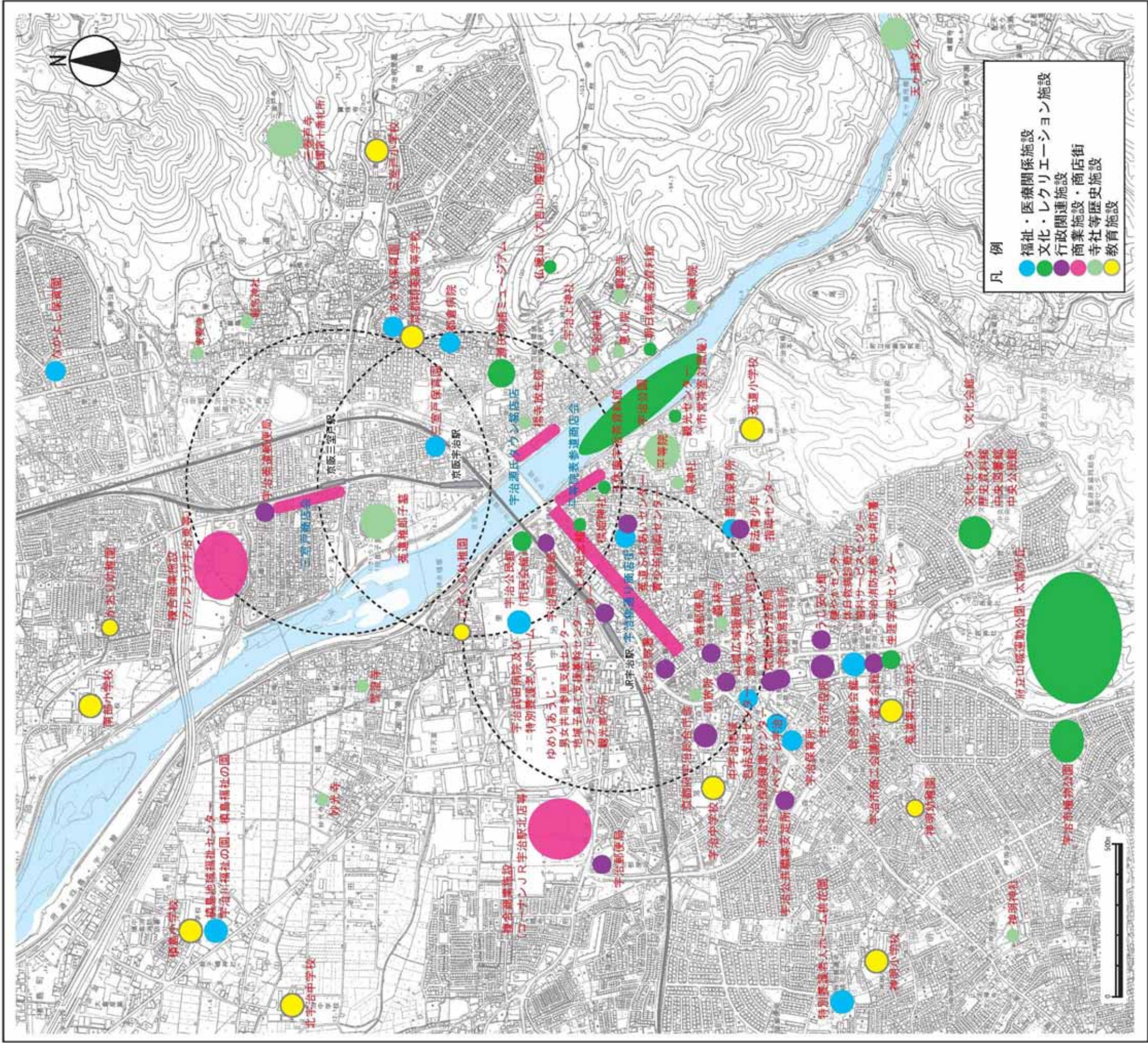


図 2-4 宇治駅周辺地区の概況図

3. 宇治駅周辺地区の移動環境の現況

3-1. 宇治駅周辺地区の公共交通(鉄道・バス)

(1) 鉄道利用の状況

- ◆JR宇治駅の利用者が増加傾向にあります。
- ◆平成17年現在、3駅で約24,600人／日の鉄道利用者がいます。
- ◆鉄道駅からの交通手段は「徒歩」が多くなっています。

<乗客数>

宇治駅周辺地区には、JR宇治駅、京阪宇治駅及び京阪三室戸駅があります。

近年の乗降客数の動向をみると、JR宇治駅は増加する傾向にあり、平成17年では1日当たり約14,000人の利用があります。京阪宇治駅や京阪三室戸駅は減少する傾向にあり、平成17年では1日当たり宇治駅は5,600人、三室戸駅*は約5,000人の利用があります。

表 3-1 各駅の1日当たりの乗降客数 (単位：人)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
JR宇治駅	11,508	12,482	12,877	13,326	13,470	13,951
京阪宇治駅	6,601	—	5,458	5,704	5,956	5,600
京阪三室戸駅	7,208	—	4,882	4,756	4,962	4,921

注1) JRは年間乗客数を年間日数(365日)で除した平均1日当たりの乗客を2倍

注2) 京阪は1日当たりの乗客数を2倍

平成13年は調査されていない

調査日は各年11月の第2火曜日(平成14年度は12月の第2火曜日)

* 平成17年現在、1日の利用客数は5,000人に満たないが、障がい者数が5,000人/日の旅客施設と同等の旅客施設である(参考資料-5 参照)

<鉄道端末交通手段※>

各駅の利用に際する端末交通手段について「平成12年度第4回京阪神都市圏パーソントリップ調査」からみると次のようになっています。

- ◆JR宇治駅…平日は徒歩が65.3%と最も多く、次いで自転車の7.6%となっています。休日はバスが48.1%と最も多く、次いで徒歩の29.2%となっています。
- ◆京阪宇治駅…平日、休日ともに徒歩が最も多く約5割近くを占め、次いで平日はバスの24.4%と、休日は自動二輪・原付の17.0%となっています。
- ◆京阪三室戸駅…平日、休日ともに徒歩が大半を占め、休日は全て徒歩となっています。

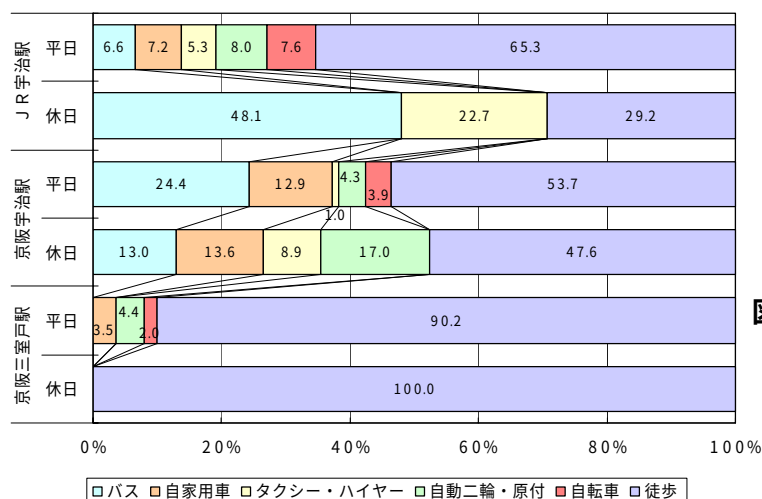


図 3-1 平日・休日別
端末交通手段別トリップ数
資料：平成12年度第4回
京阪神都市圏パーソントリップ調査

3. 宇治駅周辺地区の移動環境の現況

(2) 鉄道駅のバリアフリー化状況

《JR宇治駅》

◆障がいのある人や高齢者、子育て世代の方などに対するバリアフリーへの対応はほぼできています。

《京阪宇治駅》

◆バリアフリーへの対応はほぼできているものの、駅前広場から駅舎入口のエレベーターへ視覚障害者誘導用ブロックが整備されていません。

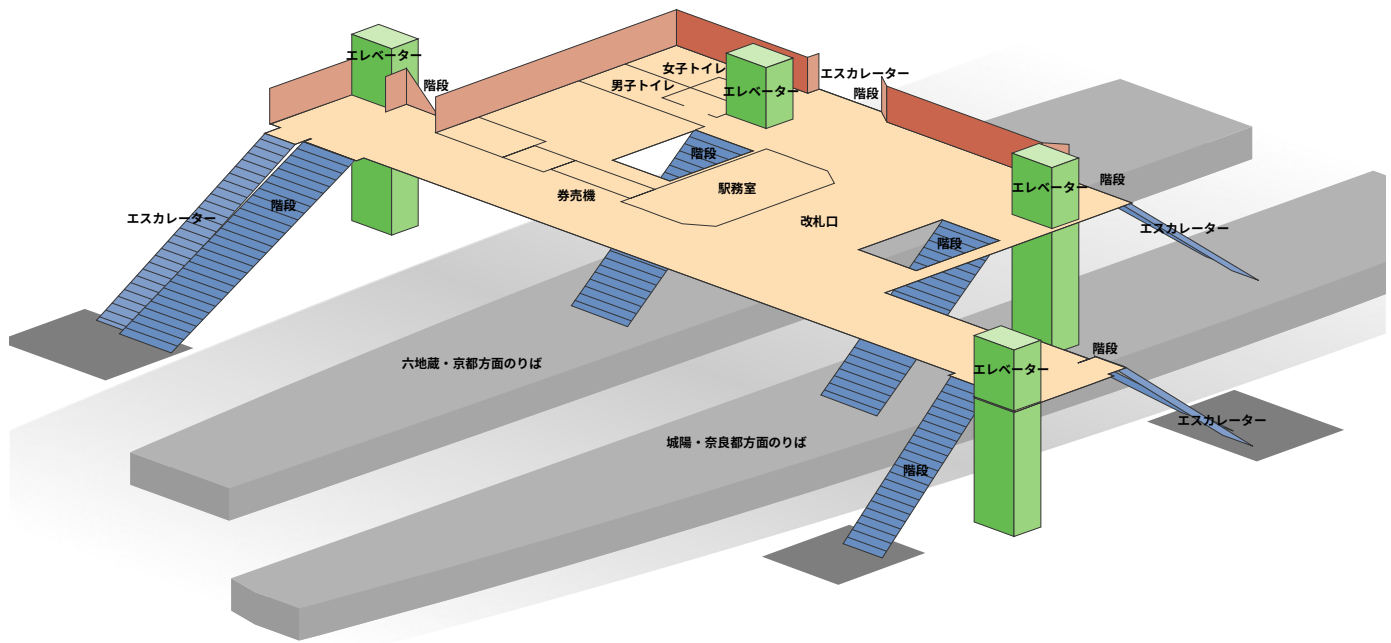
《京阪三室戸駅》

◆駅前道路から改札・プラットホームレベルまでの高低差が約1mあり、改札までのスロープの勾配が8%あります。

◆改札・プラットホームでの電光の列車運行案内がありません。

表 3-2 各駅のバリアフリーの対応状況

			J R 宇治駅	京阪宇治駅	京阪三室戸駅
駅の構造の概要		プラットホーム形式	相対（対面）式ホーム	島式ホーム	島式ホーム
エレベーター	駅周辺道路・駅前広場～改札	南出入口	○	○	8%のスロープあり
		北出入口	○		
	改札～ホーム	京都方面ホーム	○	－	－
		奈良方面ホーム	○		
エスカレーター	駅周辺道路・駅前広場～改札	南出入口	○（上りのみ）	○（上りのみ）	8%のスロープあり
		北出入口	○（上りのみ）		
	改札～ホーム	京都方面ホーム	○（上りのみ）	－	－
		奈良方面ホーム	○（上りのみ）		
拡幅改札			○	○	○
その他施設	車いす対応券売機		○	○	×
	車いす対応トイレ		○	○	×
	車いす対応公衆電話		○	○	×
	ベビー対応施設		○	○	×
視覚障害者誘導及び警告ブロック	駅周辺道路・駅前広場～改札		○	×	○
	改札～ホーム		○	○	○
	ホームの警告ブロック		○	○	○
	ホーム端部の対策		○	○	○
階段手すり点字案内	駅周辺道路・駅前広場～改札		○	○	－
	改札～ホーム		○	－	－
点字案内	運賃		○	○	○
	点字券売機		○	○	○
	トイレの点字案内		○	○	○
	構内案内板		○	○	○
音声誘導装置	駅周辺道路・駅前広場～改札		○	×	-
	改札～ホーム		○	○	○
	ホームアナウンス		○	○	○
列車運行案内	改札電光揭示案内		○	○	×
	ホーム電光揭示案内		○	○	×
階段の手すり	駅周辺道路・駅前広場～改札		○	○	-
	改札～ホーム		○	-	-



エレベーター



エスカレーター及び
視覚障害者誘導用ブロック



拡幅改札



点字券売機



電光掲示案内



点字案内付き手すり



多機能トイレ



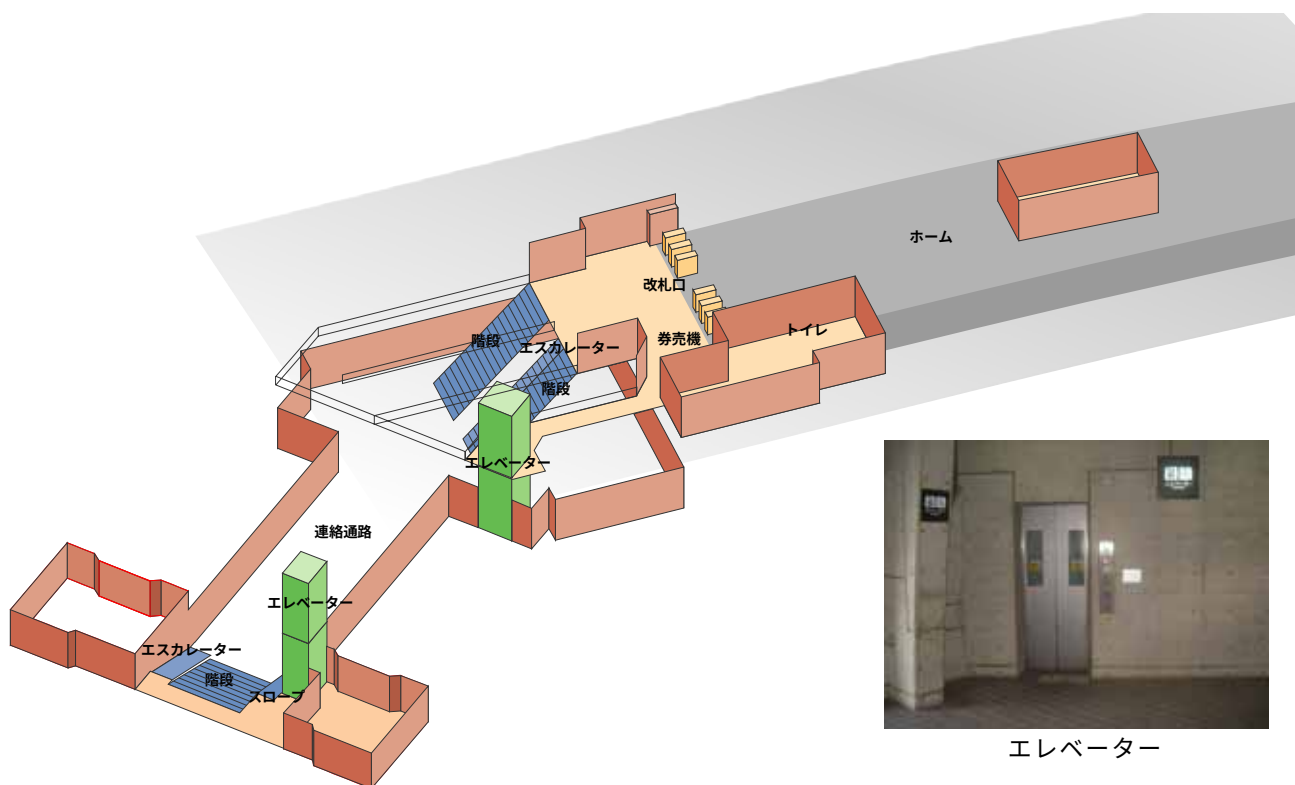
点字案内板



車いす対応公衆電話
(高さが低い)

図 3-2 JR 宇治駅

3. 宇治駅周辺地区の移動環境の現況



エレベーター



エスカレーター



拡幅改札



点字券売機



視覚障害者誘導用ブロック



電光掲示案内



点字案内付き手すり



多機能トイレ

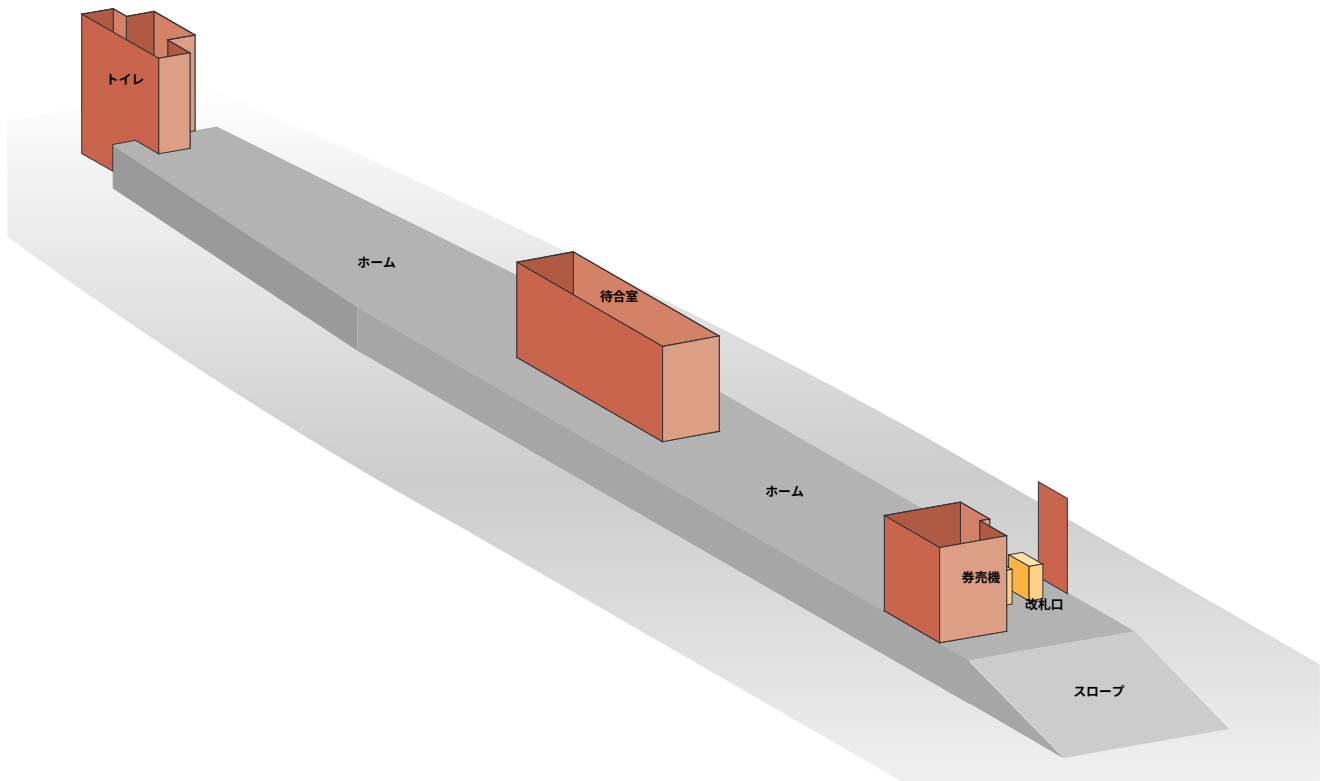


点字案内板



車いす対応公衆電話
(高さが低い)

図 3-3 京阪宇治駅



スロープ



拡幅改札



点字券売機



視覚障害者誘導用ブロック



トイレ



点字案内板



待合室

図 3-4 京阪三室戸駅

3. 宇治駅周辺地区の移動環境の現況

(3) バス

- ◆宇治市内の各方面を連絡するバス路線網が編成されています。
- ◆ＪＲ宇治駅、京阪宇治駅はバスターミナル機能をもっています。

路線バスは、ＪＲ宇治駅や京阪宇治駅と市の南部の中心である近鉄大久保駅を結ぶバス路線を中心に、宇治市の各方面と連絡するバス路線網が編成されています。

京阪宇治駅やＪＲ宇治駅から 500m以上離れている宇治市役所や文化センター方面については、朝の通勤・通学時は５～１０分、昼間時は約１２分間隔でバスが運行されています。

近鉄大久保駅方面へは、朝夕は１２分間隔で、昼間時は１５分間隔で、近鉄小倉駅方面へは、朝夕・昼間時とも約４５分間隔で、近鉄向島駅方面へは朝夕・昼間時とも約２時間間隔でバスが運行されています。

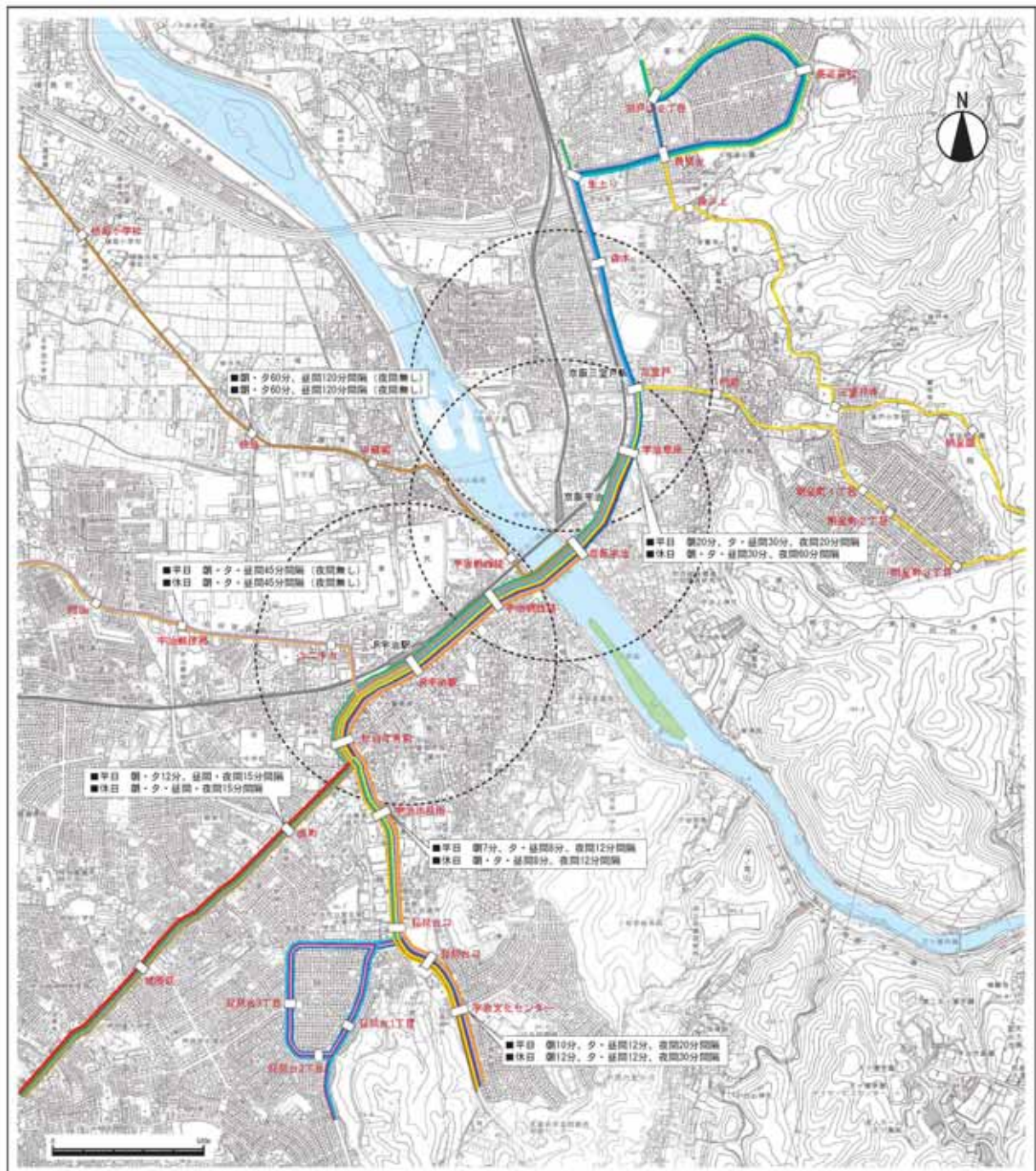


図 3-5 宇治駅周辺地区のバス路線図

3-2. 宇治駅周辺地区の道路状況

(1) 主要な道路の歩道整備状況

◆幹線道路を中心に歩道が整備されています。

◆観光施設周辺や商店街など歩行者の回遊動線となる道路は歩道が整備されていません。

宇治市の骨格的な交通軸となっている府道京都宇治線・市道宇治橋若森線・市道宇治白川線、市道下居大久保線については、概ね宇治駅周辺地区では整備が完了し、幅員2m以上の歩道が設置されています。

また、都市計画道路明星線（市道菟道志津川線）の一部区間や都市計画道路宇治槇島線も整備され、幅員2m以上の歩道が設置されています。なお、「平等院」や「宇治上神社」周辺の観光地や商店街などでは、カラー舗装などの整備はされていますが、歩行空間と車道が分離されておらず、歩行が危険なところもあります。

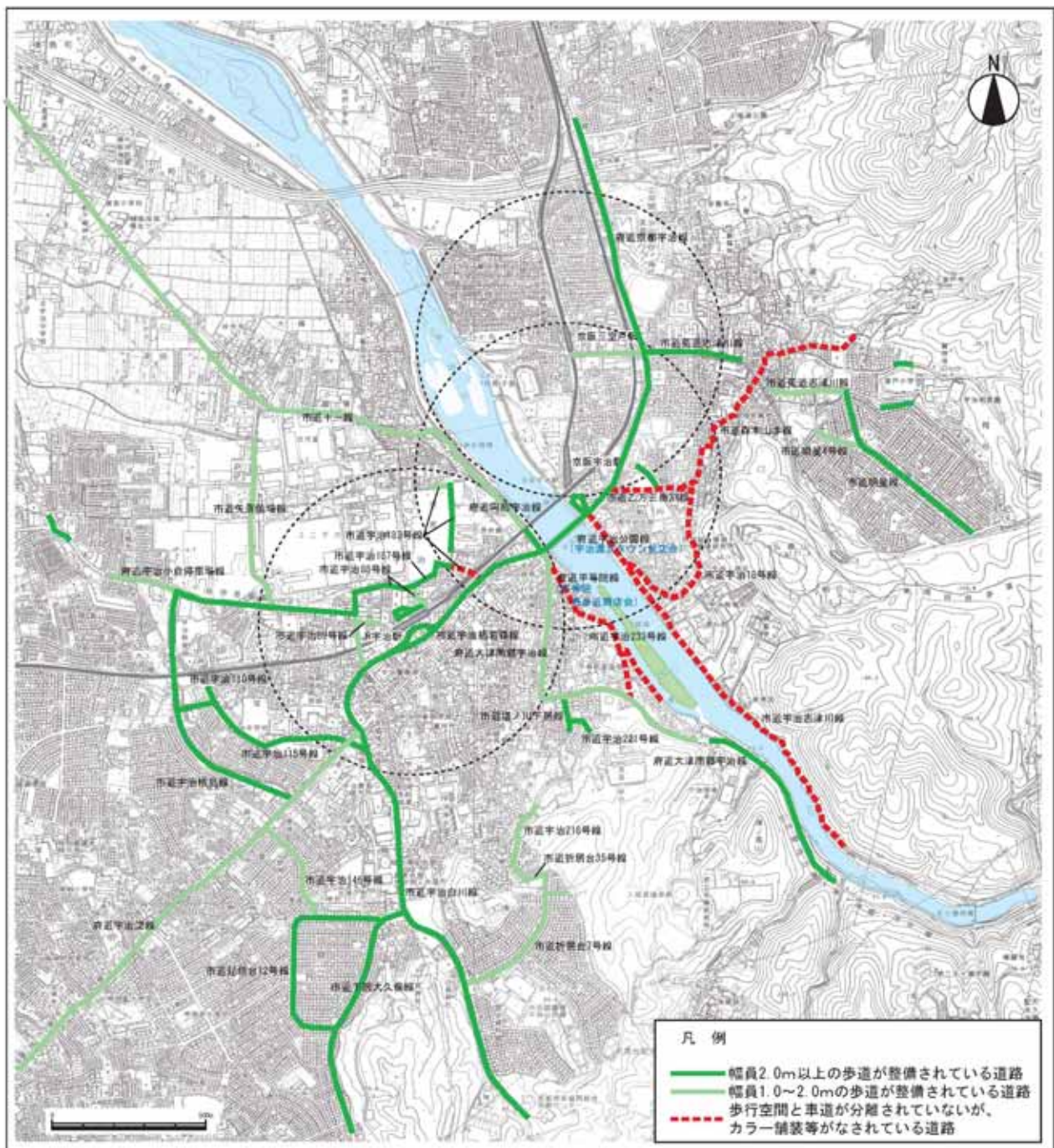


図 3-6 宇治駅周辺地区の歩道の整備状況

3. 宇治駅周辺地区の移動環境の現況

(2) 交通規制の状況

- ◆主要な道路は、概ね全て駐車禁止となっています。
- ◆府道宇治淀線（宇治橋通り商店街区間）は、一方通行規制とともに、大型車の通行も禁止されています。
- ◆観光客等でにぎわう府道宇治公園線や府道平等院線は、大型車の通行が禁止されています。

宇治駅周辺地区の主な自動車の交通動線となっている主要な道路は概ね駐車禁止となっており、車と歩行者などが混在する府道宇治淀線の宇治橋通り商店街区間は、一方通行規制とともに、大型車の通行が禁止されています。

また、観光客などでにぎわう府道宇治公園線や府道平等院線は大型車の通行規制がなされており、歩行者の多い市道宇治五ヶ庄線も大型車の通行規制がされています。

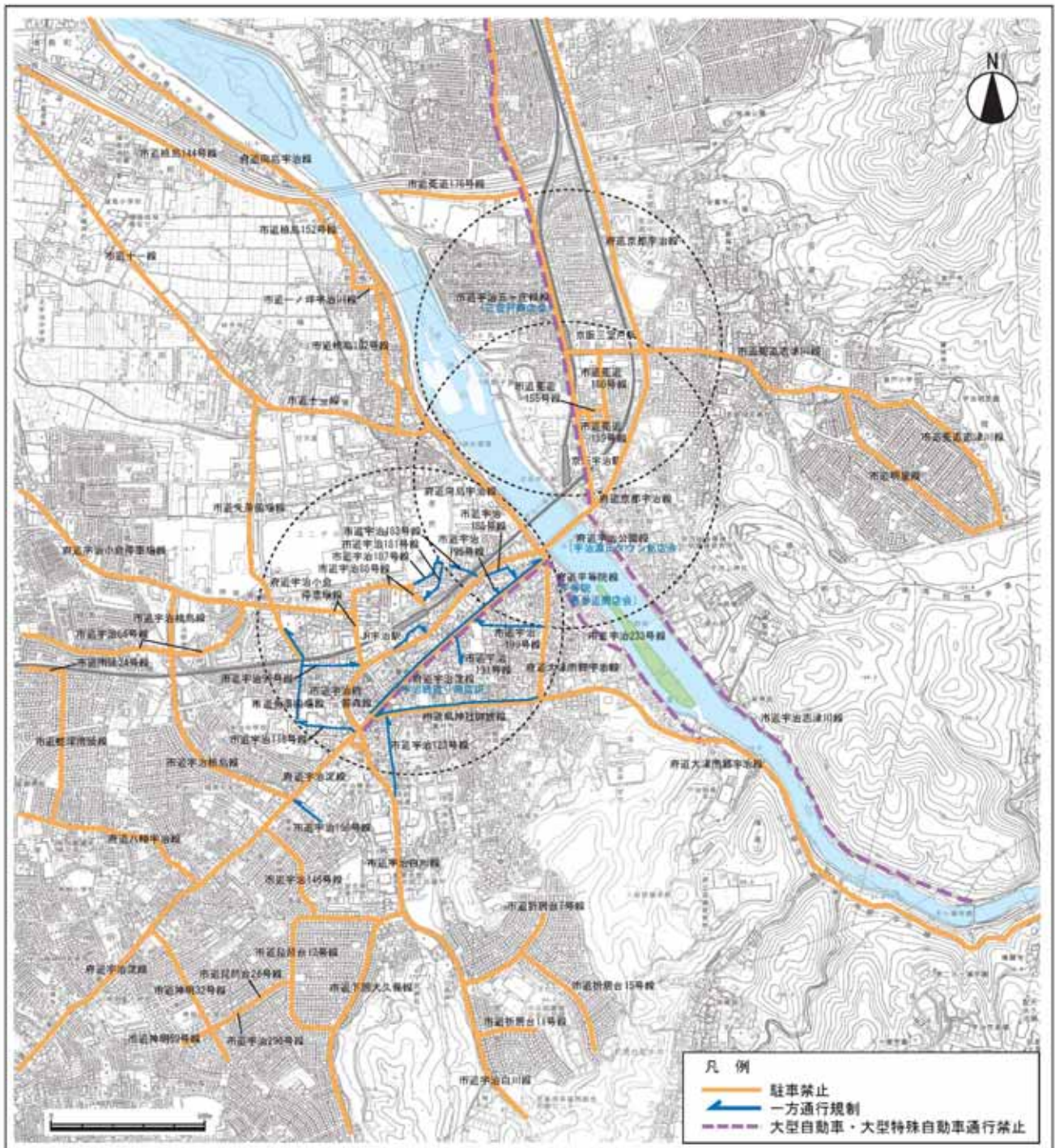


図 3-7 宇治駅周辺地区の交通規制の状況

(3) 駅前広場

- ◆ J R 宇治駅及び京阪宇治駅には駅前広場が整備されています。
- ◆ 各駅前広場とも、ほぼ駅舎までのバリアフリー化がなされています。
- ◆ 各駅前広場とも、放置自転車はあまり見かけません。

J R 宇治駅や京阪宇治駅は、平等院や宇治上神社の世界遺産をはじめとする観光施設への玄関口となっており、これらの駅については駅前広場が整備されています。いずれの駅前広場においても、バス停、タクシー乗り場などの公共交通との連絡機能があり、ほぼ駅舎までのバリアフリー化がなされています。また、放置自転車もあまり見かけることはありません。

表 3-3 駅前広場の整備状況

		J R 宇治駅		京阪宇治駅
		北口	南口	
バス乗り場		×	○	○
タクシー乗り場		×	○	○
自家用車乗降場 (身体障がい者スペース)		○ (○)	○ (○)	○ (○)
トイレ (車いす対応型)		×	○	×
上下移動	エレベーター	○	○	○
	エスカレーター	○ (上りのみ)	○ (上りのみ)	○ (上りのみ)



J R 宇治駅前広場 (北口)



J R 宇治駅前広場 (南口)



京阪宇治駅前広場



4. 宇治駅周辺地区のバリアフリー化への主な問題、課題

宇治駅周辺地区の現状を把握するため、ワークショップメンバーが実際にタウンウォッチング（現地点検）を行い、駅舎や道路の問題点や課題を抽出しました。

4-1. 公共交通

(1) 駅舎・鉄道車両

◆券売機の蹴込みが浅い。

◆ホームと電車の間に隙間がある。

3 駅の共通の問題点として、券売機の蹴込みが浅いことや洋式トイレの設置、ホームと電車の間の隙間の解消といった問題があげられています。また JR 宇治駅、京阪三室戸駅の券売機は、金銭投入口が複数枚の硬貨を同時に投入できるような構造になっていません。

京阪宇治駅では、視覚障害者誘導用ブロックの色や配置の仕方、駅舎内の照明の暗さなどの改善が求められています。

京阪三室戸駅については、入口の急なスロープの改善や多機能トイレ※の整備などが求められています。



券売機の蹴込みが浅い
(JR 宇治駅)



券売機の蹴込みが浅い
(京阪宇治駅)



ホームと電車の間に隙間がある
(京阪宇治駅)



ホームと電車の間に段差がある
(JR 宇治駅)



スロープが急である
(京阪三室戸駅)



多機能トイレが整備されていない
(京阪三室戸駅)

(2)バス・バス停

- ◆時刻表の文字が小さい。
- ◆経路図がわかりづらい。
- ◆バス停にバスがきちんと寄り付いていない。

バス停における共通の問題として、時刻表の文字や経路図の大きさがあげられています。また、バス停にバスがきちんと寄りついていないため、乗り降りに段差が生じるといった問題点もあげられています。

歩道上に設置されているバス停に関しては、雨よけのための屋根やベンチの設置が望まれています。



バス停にきちんと寄り付いていない
(JR宇治駅前広場)



経路図がわかりづらい
(JR宇治駅前広場)



時刻表の文字や経路図が小さい
(京阪宇治駅前広場)



バス停に雨よけの屋根がない
(市道宇治白川線)

4. 宇治駅周辺地区のバリアフリー化への主な問題、課題

4-2. 道路・駅前広場

(1) 歩道のある道路

◆歩道上に障害物がある。

◆路面に凹凸がある。

歩道のある道路では、共通の問題として歩道上の障害物や路面の凹凸に関する問題があげられています。

市道宇治白川線や市道宇治橋若森線では、連続した視覚障害者誘導用ブロックの未整備があげられています。また、歩道の凹みやブロック舗装のがたつきといった、路面の維持管理の問題もあげられています。



植栽カバーに段差がある
(市道宇治橋若森線)



視覚障害者誘導用ブロックが
連続していない
(市道宇治白川線)



信号待ちのスペースが狭い
(市道宇治橋若森線)

(2) 歩道のない道路

◆路上駐車や看板・商品・照明柱がはみ出している。

◆車の進入が多い。

◆幅員が狭い。

宇治駅周辺地区には、カラー舗装などの整備はされているものの、歩行空間と車道が分離されていない道路があり、これらは生活動線・観光動線としてよく利用されています。

府道宇治淀線、府道宇治停車場線、市道宇治五ヶ庄線といった生活動線となっている道路では、路上駐車や看板・商品・照明柱のはみ出しなどが問題点としてあげられています。府道平等院線、府道宇治公園線、市道宇治18号線、市道乙方三番割線といった観光動線になっている道路では、車両の進入や幅員の狭さが問題点としてあげられています。



照明柱がはみ出している
(府道宇治淀線)



車の進入や駐車が多い
(府道宇治公園線)



幅員が狭い
(市道宇治18号線)

(3) 駅前広場

- ◆自家用車の乗降スペースが少ない。
- ◆舗装と視覚障害者誘導用ブロックの色がわかりづらい。

J R 宇治駅と京阪宇治駅には駅前広場が整備されています。各駅前広場とも、概ねバリアフリー化は図られていますが、障がいのある人の視点では十分な整備とはいえません。

J R 宇治駅前公衆トイレでは、洋式トイレが設置されていない（一般利用者用）、自家用車の乗降スペースが少ない（狭い）などの問題点が挙げられています。

また、京阪宇治駅では連続した視覚障害者誘導用ブロックが整備されているものの、舗装との色がわかりづらいといった問題点があげられています。



自家用車の乗降スペースが少ない
(J R 宇治駅前広場)



舗装と視覚障害者誘導用ブロックの
色がわかりづらい
(京阪宇治駅前広場)

4-3. 交通安全施設

(1) 信号機

- ◆青時間が短く感じる。

宇治駅周辺地区の主な交差点の信号機は音響装置が整備されていますが、一部、音響装置が整備されていない信号機もあります。

また、計測してみると、必要最低限の青時間は確保されているのですが、青時間が短く感じるとの意見もありました。



音響装置のない交差点
(宇治壺番交差点)



青時間が短いと感じる交差点
(京阪宇治駅前交差点)

4. 宇治駅周辺地区のバリアフリー化への主な問題、課題

4-4. 観光

宇治駅周辺地区には多くの観光客が訪れ、来訪者の視点でのバリアフリー化も重要な要素となっています。このことから、観光客が宇治を観光する上で感じていることを把握するために、ワークショップにおいて、観光客へのアンケート調査と、宇治市外に在住の身体に障がいのある方や外国人の方を招いてのタウンウォッチングを実施しました。

(1) 来訪者の状況

平成12年度に宇治市では「観光動向調査」を実施しており、その調査結果から以下のような特性がうかがえます。

- ◆女性の方が多く、来訪者の年代は幅広く45～60歳が中心です。
- ◆大阪府、京都府（宇治市以外）からの来訪者が4割弱を占めています。
- ◆来訪者の主な交通手段はJR、京阪、自家用車です。
- ◆来訪中は、主に徒歩で移動しています。

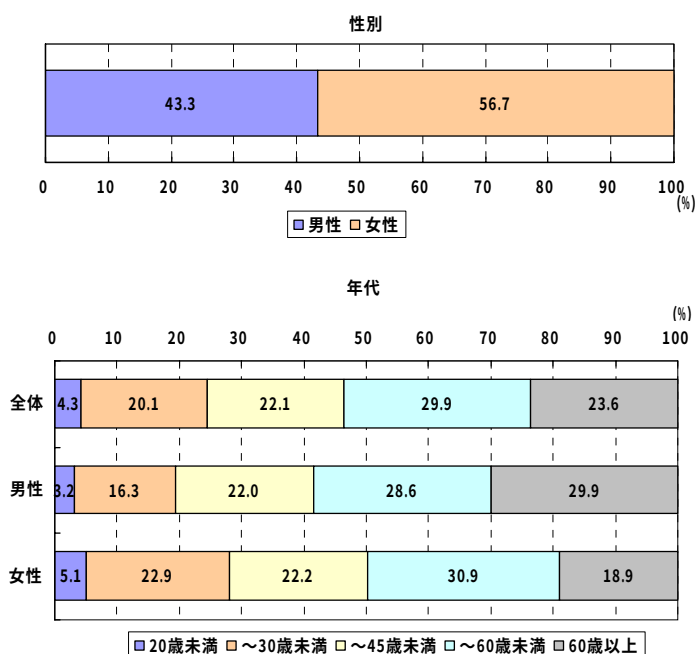


図 4-1 性別と年代

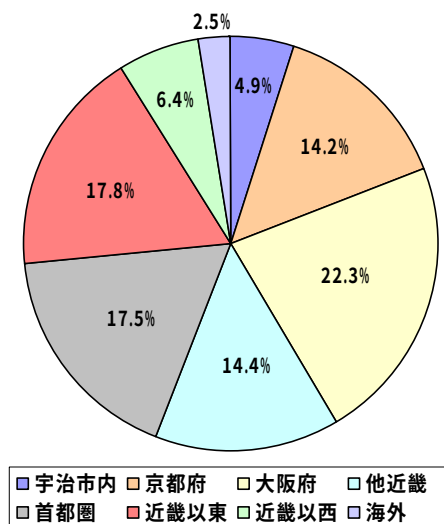


図 4-2 来訪者の居住地

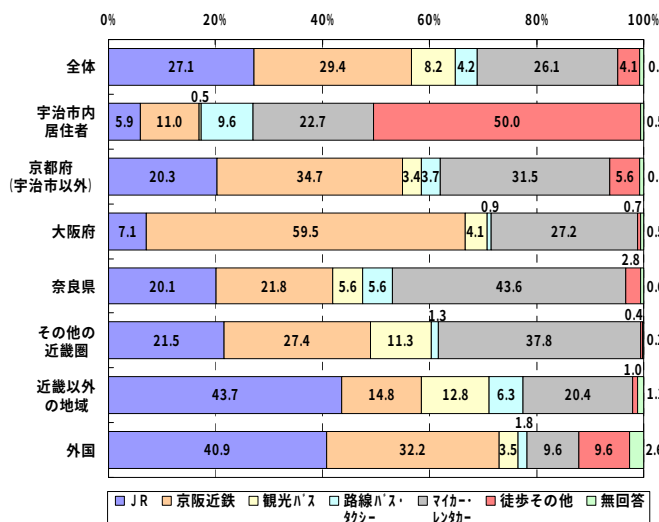


図 4-3 来訪の際の交通手段

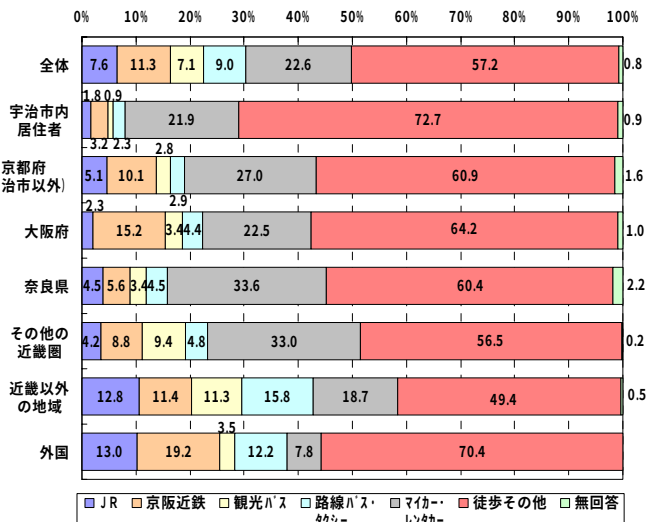


図 4-4 来訪中の移動手段

(2)観光客アンケート

平成18年4月8日(土)、ワークショップにて平等院や宇治上神社周辺を散策中の観光客にアンケートを実施しました。94名の回答者のうち、宇治市外から来られた方71名を対象に、宇治の観光に関する課題を整理しました。

- ◆歩行者と自動車の混在する経路が多くあります。
- ◆駐車場、トイレなどの施設案内やサインが不足しています。
- ◆トイレ、休憩場所などの施設が不足しています。
- ◆階段や段差、砂利道が多く、車いすやベビーカーでの通行が困難です。

観光客の約60%が自宅や駅前での情報提供を望んでいることから、インターネットや駅前での情報案内の充実が課題となっています。情報提供の内容としては、食事に関する情報の充実に望む人が24%を占めており、その他の内訳として駐車場案内やイベント情報、桜の開花状況に対する要望も多くうかがえます。

また、宇治の観光について自由な意見をうかがったところ、幅員の狭い観光経路内への車の進入や、トイレや駐車場などへの案内が不足しているといった意見が多くあげられました。平等院や宇治上神社などは砂利道や石畳となっていることから、車いすやベビーカーでの通行も困難な状況となっています。

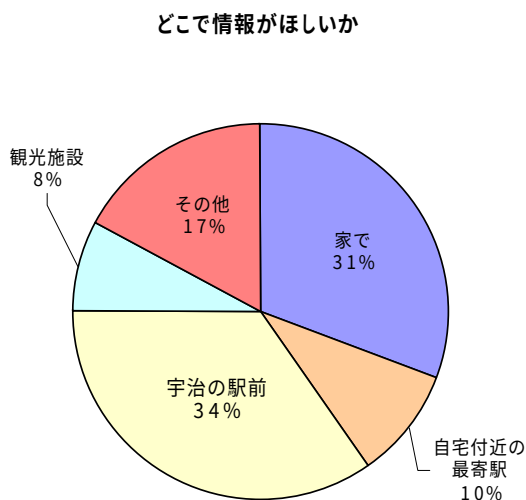


図 4-5 情報提供場所の要望

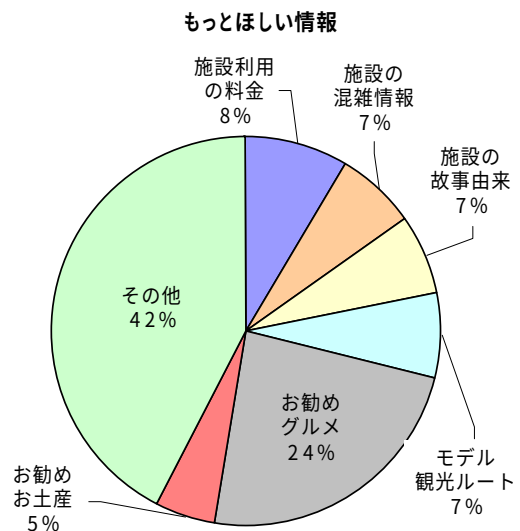


図 4-6 情報提供の要望内容

観光客アンケートの様子
(源氏物語ミュージアム)観光客アンケートの様子
(平等院表参道)

4. 宇治駅周辺地区のバリアフリー化への主な問題、課題

(3) 観光客タウンウォッチング

平成18年4月8日(土)、ワークショップにて宇治市外に在住の身体に障がいのある方々(視覚に障がいのある人:1名、車いす使用者:2名)や外国人の方々(韓国からの留学生:3名)を招いて、タウンウォッチングを実施しました。ワークショップメンバーとともに平等院や宇治上神社などの観光施設を訪れ、それぞれの視点から課題を抽出していただきました。

《JR宇治駅》

- ◆観光パンフレット等を自由に取れない。
- ◆総合案内板として、観光地内のトイレ位置の表示がない。

《宇治橋通り商店街》

- ◆車の通行や路上駐車、看板などの占有物が多い。
- ◆観光施設への案内表示がない。

《平等院》

- ◆模型があると施設像がわかりやすい。
- ◆ブロック舗装の目地が粗い。

《京都府立宇治公園》

- ◆朝霧橋が階段になっており、車いすでは利用できない。

《観光センター》

- ◆入口にトイレの表示がない。

《宇治上神社》

- ◆音声案内の位置が低く、音声も小さい。

幅員が狭いにもかかわらず車の進入が多いことから、特に視覚に障がいのある人にとって一人で宇治を観光することが困難となっています。また、英語表記やトイレ案内など、施設案内が不足しているため、外国人をはじめとするすべての観光客にとっても気軽に観光を楽しむことは難しい状況です。平等院周辺は石畳やブロック舗装となっているため、車いす使用者にとっては通行が困難となっています。



視覚障がい者によるタウンウォッチング
(府道平等院線)



車いす使用者によるタウンウォッチング
(観光センター)

4-5. 宇治駅周辺地区の主な課題のまとめ

現地調査結果及びこれまでのワークショップの意見を踏まえて、宇治駅周辺地区の主な課題を以下のとおり整理します。

各駅の利用しやすさの向上

- 京阪三室戸駅では車いす使用者がトイレを利用できないなどの課題があり、バリアフリー設備の整備が必要です。
- JR宇治駅、京阪宇治駅ではエレベーターや多機能トイレの整備など一定のバリアフリー化が図られていますが、エレベーターの位置案内や外国語表示も含めた案内誘導設備の充実など、すべての人に対する利用のしやすさの向上が望まれます。

駅前広場等のバリアフリー化

- JR宇治駅、京阪宇治駅ではバスターミナル機能をもつことから、案内誘導施設の充実など駅前広場の利用のしやすさの向上が必要です。
- バス停では、時刻表の文字の大きさや経路図の見やすさの改善が必要です。

歩行空間（歩道）の確保とバリアフリー化

- 幹線道路を中心に歩道整備が進んでいますが、歩道のない経路でも商店街など、利用者の多い経路があります。歩行空間の確保が課題となっています。
- 既に設置されている歩道についても路面の凹凸や急勾配の箇所があり、バリアフリー化への課題が残っています。
- 主な交差点の信号機は音響装置が整備されていますが、一部、音響装置が整備されていない信号機があり、課題となっています。

さまざまな利用者を想定したアクセス機能のバリアフリー化

- 世界遺産である平等院、宇治上神社をはじめとする歴史文化施設が集積し、市外からの観光客が多い地区です。このため、施設への経路案内の充実や回遊動線の確保などが必要です。
- 市の「中枢拠点」として、官公庁施設をはじめ医療・福祉施設など、多数の施設が集積しています。このため、市内各地からのアクセスを考慮したバリアフリー化が必要です。

ソフト的な施策によるバリアフリーの推進

- 歩道が整備されていても利用者のマナー不足がバリアとなります。一方、歩道が未整備であっても、利用者の心づかいでバリアは低減されます。市民一人ひとりがバリアフリーについて理解し、協力する“心のバリアフリー”の推進が必要です。
- 来訪されるすべての人がまちを楽しめるよう、案内や情報のバリアフリー化が必要です。トイレマップなどの情報提供ツールの充実や地域住民による案内の手伝いなど、ソフト的な対応による案内情報のバリアフリー化に取り組む必要があります。

5. 基本理念・基本方針

全体構想では市全体の交通バリアフリーの基本理念を『すべての人が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治』と定め、バリアフリー化の推進をめざしています。

すべての人には、肢体に障がいのある人、視覚に障がいのある人、聴覚・言語に障がいのある人など身体に障がいのある人や、知的に障がいのある人、精神に障がいのある人、発達に障がいのある人をはじめ、高齢者、妊産婦、子どもや子ども連れの人、外国人などを含んでいます。

宇治駅周辺地区は、宇治市の「中枢拠点」として位置づけられ、官公庁施設、福祉施設、文化集会施設の集積地区であるほか、平等院、宇治上神社の世界遺産をはじめ多くの歴史的資源や豊かな自然環境に恵まれ、市内外の大勢の人々が集まる宇治市のシンボルゾーンとなっています。

宇治駅周辺地区では駅及び周辺地域の面的なバリアフリー化を推進することをきっかけに、すべての市民が安全で快適に生活、活動できるまちづくりをめざします。

また、市外から訪れるすべての来訪者の人が、宇治駅周辺地区を安全、快適に周遊し、宇治の魅力を見て、聞いて、体験できる観光エリアの形成をめざします。

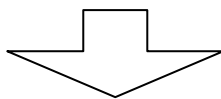
そして、市民、来訪者、すべての人が集まり、交流し、活動する、まち全体が活気に満ちあふれたまちを実現していきます。

推進にあたっては、市民、事業者、行政が協働で取り組み、施設整備などのハードのバリアフリーだけでなく、まちに住む人、訪れる人、すべての人がバリアフリーを理解し、協力し、支え合う、ソフト支援によるバリアフリーも進めていきます。

バリアフリー化の推進をめざして、基本理念、基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

すべての人が安全、安心、快適に活動できる“キラッと光る宇治のまち”
生活する人、まちを訪れた人すべての人が安全、安心、快適に活動できるまちをめざします。そして、まちが輝き、人が生き生きと輝くまちを実現していきます。



【基本方針】

- (1) すべての人が安全に快適に利用できる駅のバリアフリー化の充実
- (2) すべての人が安全に快適に利用できる駅前広場のバリアフリー化の充実
- (3) すべての人が安全に快適に利用できる歩行空間のバリアフリー化の推進
- (4) 施設間の連携や回遊性、バスとの連携に配慮したバリアフリーネットワークの形成
- (5) 市民一人ひとりが協力する“みんなでバリアフリー”の推進
- (6) 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進

（１）すべての人が安全に快適に利用できる駅のバリアフリー化の充実

京阪三室戸駅では、多機能トイレ等の整備などバリアフリー化をめざしていきます。ＪＲ宇治駅、京阪宇治駅においては、既に一定のバリアフリー化が図られていますが、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方をはじめ外国人などの来訪者など、すべての人が利用しやすいと感じる駅をめざして、ソフト、ハードの両面からバリアフリー化の充実をめざしていきます。

（２）すべての人が安全に快適に利用できる駅前広場のバリアフリー化の充実

ＪＲ宇治駅、京阪宇治駅においては、交通結節機能も持つことから、鉄道とバス及びタクシーへの乗り換え動線のバリアフリー化や案内情報のバリアフリー化を図り、まちの玄関口としての機能の充実をめざしていきます。

（３）すべての人が安全に快適に利用できる歩行空間のバリアフリー化の推進

宇治駅周辺地区では幹線道路を中心とした車道と分離された歩道だけでなく、商店街や観光施設周辺の歩行者と自動車が混在した経路においてもバリアフリー化が必要です。段差、勾配などの歩道のバリアフリー化をはじめ、車いす使用者を含む歩行者、自転車と自動車の空間利用のあり方を見直し、来訪者への案内、情報提供の充実など、すべての人が安全に快適に歩ける空間づくりをめざします。

（４）施設間の連携や回遊性、バスとの連携に配慮したバリアフリーネットワークの形成

宇治駅周辺地区では多くの施設が集積するため、施設や経路案内などによる施設間の連携や回遊動線の確保に配慮する必要があります。また、地区外からのアクセスを考慮するとバスとの連携も重要になります。低床バスの導入促進やわかりやすい路線図の整備など、バスの利便性向上を促進していくことで、点から線、面へと展開するバリアフリーネットワークの形成をめざします。

（５）市民一人ひとりが協力する“みんなでバリアフリー”の推進

歩道が整備されていても利用者のマナー不足がバリアとなります。一方、歩道が未整備であっても、利用者の気づき合いと支え合いでバリアは低減されます。このため、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解し、協力できるよう“心のバリアフリー”を推進します。また、来訪されるすべての人がまちを楽しめるよう、バリアフリーマップの作成や観光サポートボランティアの充実など、ソフト的な対応でのバリアフリー化に取り組んでいきます。

（６）市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進

バリアフリー化の推進にあたっては、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方などの意見の反映、計画への住民参画、事業の評価が重要になります。市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化を推進していきます。

6. 重点整備地区

6-1. 生活関連施設

バリアフリー新法では、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校などの施設を「生活関連施設」として位置づけることになっています。

バリアフリー新法では、不特定多数の高齢者、障がい者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものを「特別特定建築物」として位置づけられ、一定規模以上（2,000m²以上）の建築物は新築、改築等を行う場合、建築物移動等の円滑化基準への適合が義務化されています。

表 6-1 政令で定める特別特定建築物

1. 盲学校、聾学校又は養護学校	11. 体育館、水泳場（一般公共に供されるものに限る）若しくはボーリング場又は遊技場
2. 病院又は診療所	12. 博物館、美術館又は図書館
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	13. 公衆浴場
4. 集会場又は公会堂	14. 飲食店
5. 展示場	15. 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
6. 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
7. ホテル又は旅館	17. 自動車の停留場又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるもの）
8. 保健所、税務署その他不特定多数かつ多数の者が利用する官公署	18. 公衆便所（50m ² 以上）
9. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	19. 公共用歩廊
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	

宇治駅周辺地区では、ワークショップでの検討結果を基に、表 6-2 に示す施設を生活関連施設として設定します。

表 6-2 生活関連施設

生活関連施設		選定の基本的考え方	
特定旅客施設		J R 宇治駅 京阪宇治駅 京阪三室戸駅	・ 1 日の利用者が 5,000 人以上(相当)である旅客施設
特別 特定 建 築 物	医療・福祉	宇治武田病院 特別養護老人ホーム 都倉病院 うじ安心館 総合福祉会館 宇治社会保険健康センター (ペアーレ宇治)	・ 高齢者や障がいのある人、子育て世代の方などの利用が見込まれる施設 ・ 大規模な総合医療施設 ・ 中心的機能をもつ施設
	官公庁	京都府宇治総合庁舎 山城広域振興局旅券パスポート窓口 京都府宇治警察署 宇治市役所 産業会館 宇治公共職業安定所	・ 市内各地から市民の利用が想定される施設 ・ 市内で 1 箇所しか設置されていない施設
	集会文化	宇治公民館 (市民会館) 生涯学習センター ゆめりあうじ	・ 市内各地から市民の利用が想定される施設
	商業	複合商業施設 ・ アルプラザ宇治東等 ・ コーナン J R 宇治駅北店等 商店街 ・ 宇治橋通り商店街 ・ 平等院表参道商店会 ・ 宇治源氏タウン銘店会 ・ 三室戸商店会	・ 地域の市民の利用が主な施設 ・ 地域の市民の利用が主で、観光客などの利用も見込まれる商店の集まり
	観光・歴史文化	源氏物語ミュージアム 観光センター (市営茶室対鳳庵)	・ 観光客などが訪れる施設 ・ 市を代表する歴史文化施設
学校		京都翔英高等学校	・ 高等学校以上で電車通学が想定される学校
特定公園		京都府立宇治公園	・ 市民や観光客などが訪れる施設
その他 (観光・歴史文化)		平等院 宇治上神社	・ 観光客などが訪れる施設 ・ 市を代表する歴史文化施設

*区域外であるが経路などについて配慮が必要な施設

三室戸寺、府立山城運動公園 (太陽が丘)、文化センター

6. 重点整備地区

6-2. 重点整備地区

バリアフリー新法では、生活関連施設が集積する一定の地区を「重点整備地区」として位置づけることとなっています。

宇治駅周辺地区では、バリアフリー新法に示される以下の3つの方針に基づき、図 6-1 に示す区域（約 160ha）を重点整備地区として位置づけます。

- ① 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行なわれる地区
 - ・ 地区全体の面積がおおむね 400ha 未満である
 - ・ 特定旅客施設または官公庁施設、福祉施設などの施設がおおむね 3 施設以上
- ② 道路、駅前広場、通路その他の一般交通に用いる施設について、移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- ③ 移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

6-3. 観光バリアフリー化重点地区

宇治駅周辺地区には、京都府立宇治公園を中心に世界遺産の平等院、宇治上神社などが立地し、多くの来訪者が観光、散策を楽しんでいます。このため、観光の視点を加えてバリアフリー化を図っていく地区として、“観光バリアフリー化重点地区”を位置づけます。

観光とは、その地域の光となるような、素晴らしいもの、文化、人に出会い、楽しむことをいいます。このため、素晴らしいもの（資源）があり、すべての人が安全、快適に宇治の魅力を体感でき、楽しめるエリアとして、次の2つの方針に基づき、地区を位置づけます。

- ① 宇治を代表する歴史文化施設が集積する区域
- ② 徒歩で散策を楽しむことで、宇治の魅力を体感できる区域

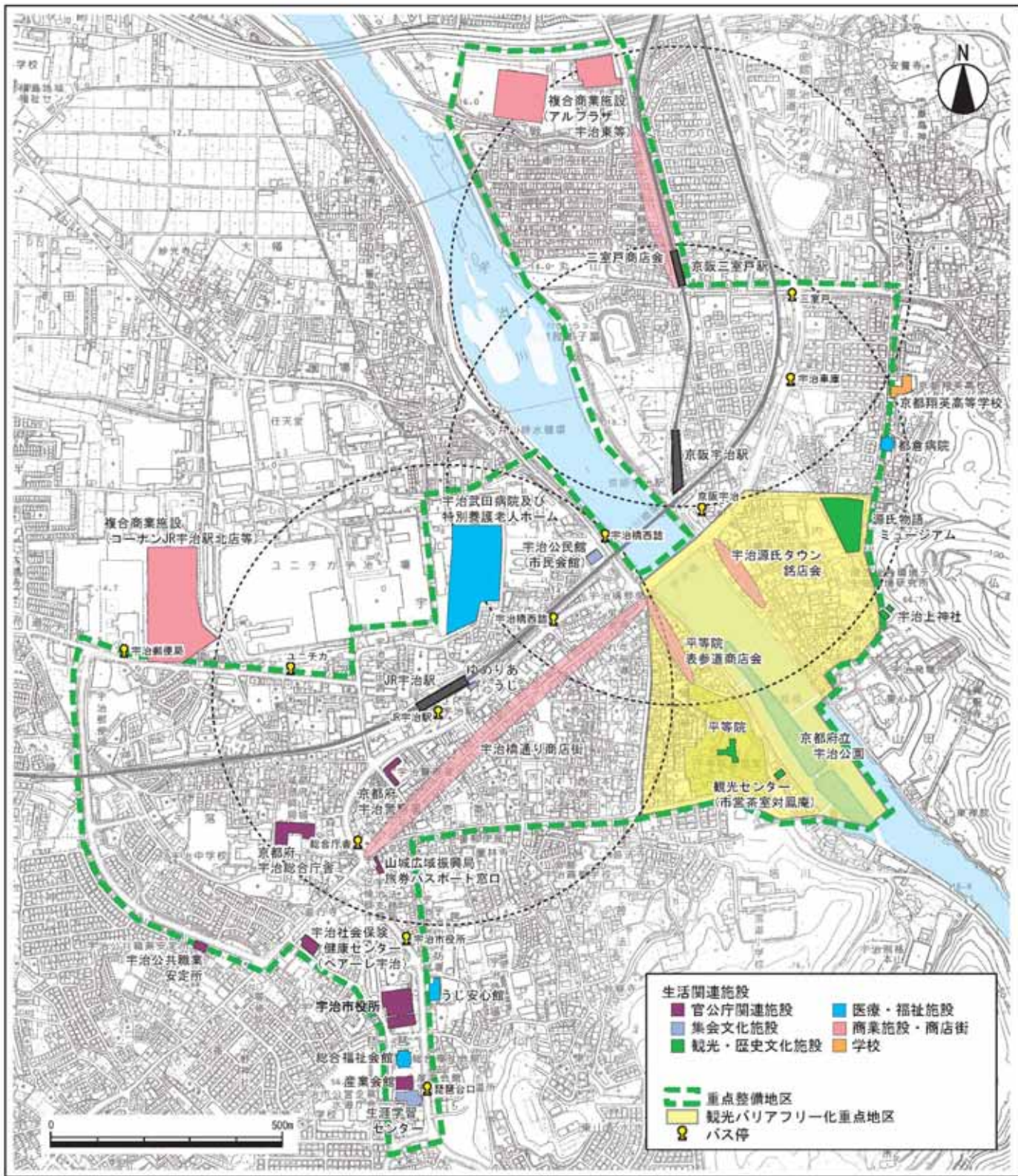


図 6-1 重点整備地区及び観光バリアフリー化重点地区

7. 生活関連経路

7-1. 生活関連経路の設定の考え方

バリアフリー新法では、生活関連施設を相互に結ぶ経路を「生活関連経路」と位置づけることとなっています。

生活関連経路とは、一体的な移動円滑化を図る上で必要な経路のことであり、既にバリアフリー化された経路であっても一体的な移動円滑化を図るために必要な経路であれば、生活関連経路として設定します。また、当面は移動円滑化のための事業実施が困難な経路についても、一体的な移動円滑化を図るために必要な経路であれば生活関連経路として設定し、長期的に事業を実施していくことが定められています。

宇治駅周辺地区の生活関連経路の設定にあたっては、ワークショップでの検討結果を基に、次の3つの視点から生活関連経路を選定します。

(選定の考え方)

- ① 特定旅客施設（ＪＲ宇治駅、京阪宇治駅、京阪三室戸駅）を中心に、他の生活関連施設（建築物・都市公園・その他）を連続的に結ぶ経路
- ② 生活関連施設で連携が望まれる施設間を結ぶ経路
- ③ 散策や回遊性に配慮しネットワークが必要な経路

上記の考え方で選定した生活関連経路のうち、移動動線の主軸となり、移動円滑化基準^{※、*1}に沿った整備を行なう経路を「主要な生活関連経路」として位置づけます。

一方、バリアフリー化整備に着手するものの、平成22年までに完了することが困難なものや、歩車共存型での整備を行うもの、路側帯の利用など限られた空間で歩行者優先整備を検討するものなど、移動円滑化基準を満足できないが、できる限りバリアフリー化を図る経路については「その他の生活関連経路」に位置づけます。

「6-2. 観光バリアフリー化重点地区」で位置づけた観光バリアフリー化重点地区内の経路及び地区へのアクセス経路については、ソフト施策と連携し情報案内の充実や歴史、文化、自然景観に配慮したバリアフリー化を推進する「観光型経路」^{*2}として位置づけます。

表 7-1 経路の位置づけ

	平成 22 年までにバリアフリー化が完了する見込みのあるもの	平成 22 年までにバリアフリー化が完了しないもの
移動動線の主軸となり、移動円滑化基準を満足させる経路	《主要な生活関連経路》	
移動円滑化基準を満足できないが可能な限りバリアフリー化する経路		《観光型経路》 《その他の生活関連経路》

*1：交通バリアフリー法で定められた移動円滑化基準

*2：道路構造、空間のバリアフリー化整備に加えて、観光の視点から情報案内の充実や歴史、文化、自然景観への配慮を行う。

「主要な生活関連経路」はＪＲ宇治駅、京阪宇治駅から生活関連施設を結ぶ、移動動線の主軸となる市道宇治白川線及び宇治橋若森線ならびに府道京都宇治線を位置づけます。この「主要な生活関連経路」は、観光バリアフリー重点地区へのアクセス経路にもなります。その他、ＪＲ宇治駅北側に移転する宇治武田病院へのアクセス経路として市道宇治８８号線を「主要な生活関連経路」として位置づけます。

主要な生活関連経路以外の経路は「その他の生活関連経路」に位置づけ、京阪三室戸駅から主要施設へのアクセス経路と京都府立宇治公園を中心とした観光・歴史文化施設を周遊する経路の確保を図ります。

また、観光バリアフリー化重点地区内の経路と地区へのアクセス経路は、観光の主動線として観光型経路に位置づけます。

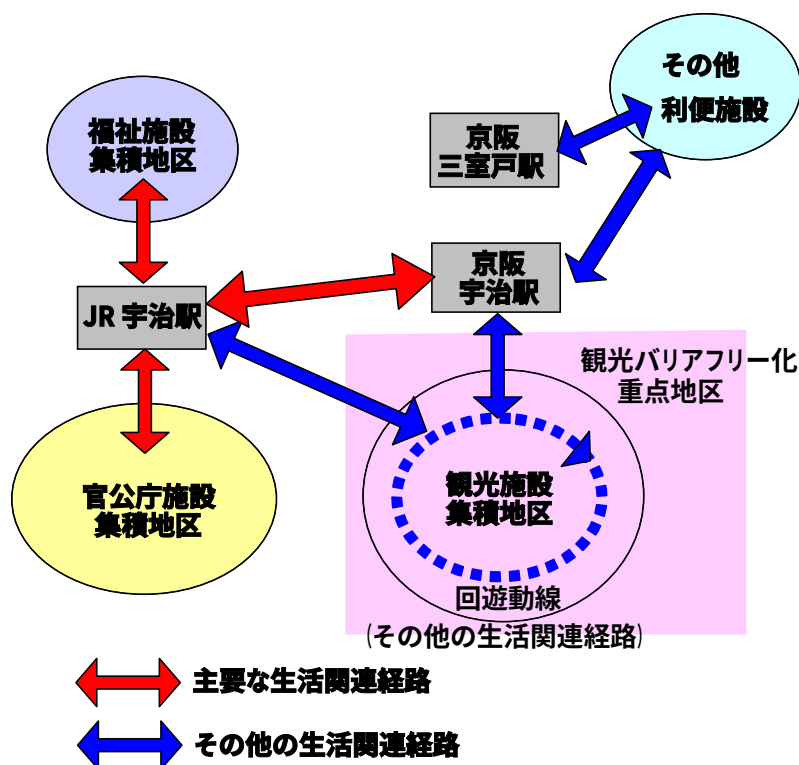
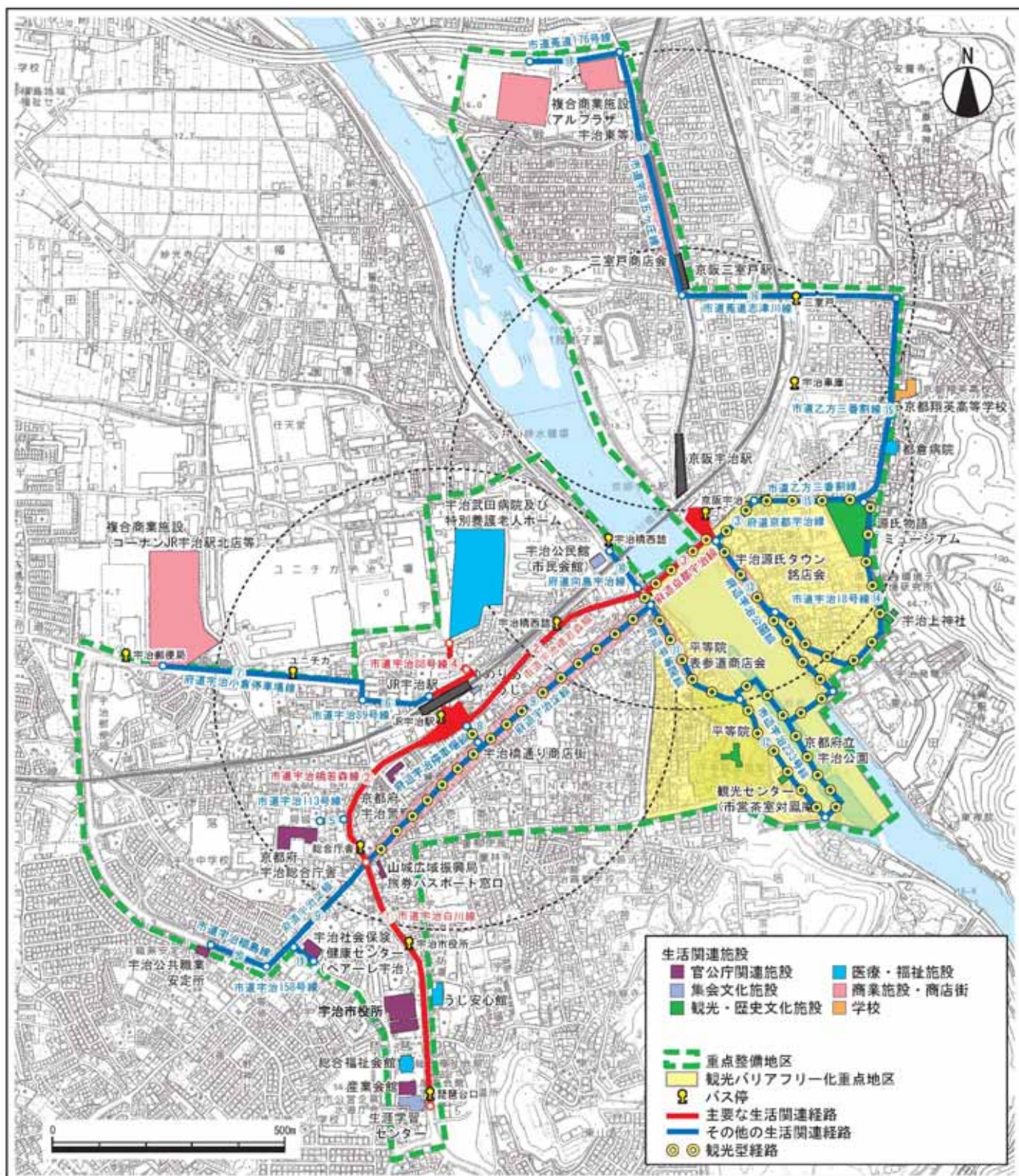


図 7-1 宇治駅周辺地区の生活関連経路概念図

7. 生活関連経路

表 7-2 生活関連経路一覧

路 線 名			選定理由 (ネットワークする生活関連施設)	観光型
主要な生活関連経路	①	市道 宇治白川線	宇治市役所、うじ安心館、総合福祉会館、産業会館、生涯学習センター	
	②	市道 宇治橋若森線	京都府宇治警察署、ゆめりあうじ	
	③	府道 京都宇治線	観光バリアフリー化重点地区	○
	④	市道 宇治 88 号線	宇治武田病院及び特別養護老人ホーム	
その他の生活関連経路	③	府道 京都宇治線	源氏物語ミュージアム、都倉病院	○
	⑤	市道 宇治 113 号線	京都府宇治総合庁舎	
	⑥	市道 宇治 89 号線	複合商業施設（コーナンなど）	
	⑦	府道 宇治小倉停車場線	複合商業施設（コーナンなど）	
	⑧	府道 宇治停車場線	宇治橋通り商店街	○
	⑨	府道 宇治淀線	宇治社会保険健康センター（ペアーレ宇治） 山城広域振興局旅券パスポート窓口	
	⑩	府道 向島宇治線	宇治公民館（市民会館）	
	⑪	府道 平等院線	平等院表参道商店会、平等院、 京都府立宇治公園など	○
	⑫	市道 宇治 233 号線	京都府立宇治公園、 観光センター（市営茶室対鳳庵）など	○
	⑬	府道 宇治公園線	宇治源氏タウン銘店会、宇治上神社、 京都府立宇治公園 など	○
	⑭	市道 宇治 18 号線	宇治上神社、源氏物語ミュージアム	○
	⑮	市道 乙方三番割線	源氏物語ミュージアム、京都翔英高等学校、都倉病院	○
	⑯	市道 菟道志津川線	都倉病院、京都翔英高等学校	
	⑰	市道 宇治五ヶ庄線	三室戸商店会、複合商業施設（アルパザ宇治東など）	
	⑱	市道 菟道 176 号線	複合商業施設（アルパザ宇治東など）	
	⑲	市道 宇治 158 号線	宇治社会保険健康センター（ペアーレ宇治）	
	⑳	市道 宇治槇島線	宇治公共職業安定所	



8. バリアフリー化事業計画

宇治駅周辺地区におけるバリアフリー化推進の基本理念と基本方針及び地区の主な問題、課題を踏まえ、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが今後実施していくバリアフリー化事業計画の概要を定めます。

この事業は、宇治駅周辺地区のバリアフリー化に特に必要性、緊急性の高い事業を位置づけ、国が定める移動円滑化基準に適合させることとしています。

また、整備目標年次は次のいずれかに位置づけ、法律の目標年次である平成22年を基準に事業を推進していきます。

◆目標年次の種別

「短期」：原則として平成22年までに事業を完了させる事業。

「中長期」：平成22年までの事業着手をめざすが、施設管理者の更新計画や技術基準の普及などにあわせて実施する事業。

「継続実施」：期限を設けずに、継続的に実施していく事業。

8-1. 公共交通機関のバリアフリー化事業計画

(1) 駅舎のバリアフリー化事業に係わる考え方

◆JR宇治駅

平成13年に京都府福祉のまちづくり条例に基づき整備された駅舎であり、エレベーター、多機能トイレの整備など、概ね移動円滑化基準を満たす整備がなされています。

市外からの観光客の多いことを考慮して、宇治の観光エリアの玄関口として駅前広場などと連携したわかりやすい案内表示なども継続的に検討していきます。

◆京阪宇治駅

平成8年に京都府福祉のまちづくり条例に基づき整備された駅舎であり、JR宇治駅と同様に、概ね移動円滑化基準を満たす整備がなされています。

しかし、一部で視覚障害者誘導用ブロックが連続していないなど、移動円滑化基準を満たしていない設備があり、改善が必要です。また、駅前広場から半地下階を通過する複雑な構造となっているため、エレベーター位置のサインなどの改善により移動の円滑化について検討していきます。

さらに、JR宇治駅同様に、市外からの観光客の多いことを考慮して、宇治の観光エリアの玄関口として駅前広場などと連携したわかりやすい案内表示なども継続的に検討していきます。

◆京阪三室戸駅

改札口へのスロープ改修や多機能トイレの設置などが課題ですが、線路に挟まれた駅舎の立地など構造上の制約が大きいため、抜本的な駅舎の改善は困難です。当面はスロープ部の手すりの改善など、可能な限りバリアフリー整備を実施していきます。

(2) バス交通のバリアフリー化事業に係わる考え方

宇治駅周辺地区ではＪＲ宇治駅と京阪宇治駅にバスターミナル機能を持ち、主要な生活関連経路に位置づけた市道宇治白川線、宇治橋若森線及び府道京都宇治線はバス路線の幹線軸になっています。また、重点整備地区外ですが経路などについて配慮が必要な施設である京都府立山城運動公園（太陽が丘）や文化センター、三室戸寺へのアクセス手段となっています。

このため、移動円滑化基準を満たした低床バスの導入を促進するとともに、主要な生活関連経路上のバス停のバリアフリー化も推進していきます。

(3) 公共交通のバリアフリー化事業

駅名	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
ＪＲ 宇治駅	・ わかりやすい案内表示の検討	ＪＲ西日本		
	・ 階段の踏み面端部の識別化の検討			
京阪 宇治駅	・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備 (エレベーター、トイレへの経路など)	京阪電鉄		
	・ 多機能トイレのオストメイト※の整備			
	・ エレベーター位置サインの充実			
	・ わかりやすい案内表示の検討			
	・ 階段の踏み面端部の識別化の検討			
	・ 券売機更新時の車いす用の蹴込みの確保			
京阪 三室戸駅	・ 多機能トイレの新設	京阪電鉄		
	・ スロープの手すりの整備			
	・ 運行情報提供設備の整備			
バス	・ 低床バス車両の導入促進	バス事業者		
	・ わかりやすいバス時刻表、路線図などの検討			
	・ 主要バス停での休憩施設、上屋の整備	宇治市		

8. バリアフリー化事業計画

8-2. 道路・駅前広場のバリアフリー化事業計画

(1) 道路のバリアフリー化事業に係わる考え方

◆ 主要な生活関連経路

主要な生活関連経路では有効幅員 2 m以上の確保、縦横断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設を基本にバリアフリー化を進めます。

◆ その他の生活関連経路

その他の生活関連経路では、用地制約のある中で、可能な限り歩行空間を確保するための整備を実施します。また、車両速度規制や一方通行化など交通規制の導入、路面改良などによってコミュニティ道路化^{*}を検討し、歩行者と車の共存できるバリアフリー化を図っていきます。

◆ 観光型経路

上記の整備に加え、情報案内サインや休憩施設の充実、景観と通行性に配慮した舗装整備など観光エリアにふさわしいバリアフリー整備を検討していきます。

(2) 駅前広場のバリアフリー事業に係わる考え方

駅前広場は J R 宇治駅と京阪宇治駅に整備されており、どちらもタクシー乗り場の段差解消、上屋の設置など一定のバリアフリー整備は行われています。

しかし、視覚障害者誘導用ブロックの色がわかりにくい、バス時刻表が見えにくい、路線図がわかりづらい、駅舎からバス乗り場・タクシー乗り場まで上屋が連続していないなど問題があるため、駅前広場のバリアフリー化を推進していきます。

また、宇治の観光の玄関口として、総合案内板など案内情報のバリアフリー化の充実を図っていきます。

(3) 道路、駅前広場のバリアフリー化事業
(道路)

経路 区分	路線名	事業内容	主事業者	実施時期	
				短期	中長期
主要な生活関連経路	③府道京都宇治線	- 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備 - 路面の凹凸の改善	京都府		
	①市道宇治白川線 ②市道宇治橋若森線	- 車両乗り入れ部などの勾配の改善 - 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備 - 路面の凹凸の改善 - 休憩施設の整備（縦断勾配への対応）	宇治市		
	②市道宇治橋若森線	宇治署前交差点形状の検討			
	④市道宇治 88 号線	- 歩道の拡幅 - 連続した視覚障害者誘導用ブロックの整備			
その他の生活関連経路	⑨府道宇治淀線	歩道拡幅、段差改善	京都府		
	⑩府道向島宇治線	歩道拡幅、段差改善	京都府 宇治市		
	⑤市道宇治 113 号線	側溝、路側帯などの改善による歩行空間の確保	宇治市		
	⑯市道菟道志津川線	既存歩道の連続性の確保			
	⑰市道宇治五ヶ庄線	側溝、路側帯などの改善による歩行空間の確保			
	⑲市道宇治 158 号線	路側帯などの改善による歩行空間の確保の検討			
その他の生活関連経路 (観光型)	⑧府道宇治停車場線 ⑨府道宇治淀線	- 電線地中化 - 歩車共存道路としてバリアフリー化整備	京都府		
	⑪府道平等院線 ⑫市道宇治 233 号線 ⑬府道宇治公園線 ⑭市道宇治 18 号線 ⑮市道乙方三番割線	- 歩車共存道路としてバリアフリー化検討 - 案内誘導施設の充実、バリアフリー化の検討	京都府 宇治市		

8. バリアフリー化事業計画

(駅前広場)

広場名		施設	事業内容	主事業者	実施時期	
					短期	中長期
JR宇治駅	南口	バス乗り場	・ 時刻表など（路線図の見やすさなど）の改善	バス事業者		
			・ よりつきやすい形状の検討			
		誘導案内施設	・ 総合案内板などの設置（音声対応、バリアフリー経路の表示など）	宇治市		
		トイレ	・ トイレの位置案内の充実（音声、サインなど）			
		上屋	・ 連続した上屋の整備の検討			
	北口	誘導案内施設	・ 総合案内板などの設置（音声対応、バリアフリー経路の表示など）	宇治市		
		その他	・ 照明の充実			
	自由通路	エスカレーター	・ エスカレーターの下り方向運転への転換に関する検討	宇治市		
		階段	・ 階段の踏み面端部の識別化の検討			
		その他	・ 総合案内板などの設置検討			
京阪宇治駅	バス乗り場		・ 時刻表など（文字の大きさなど）の改善	バス事業者		
			・ よりつきやすい形状の検討			
	誘導案内施設		・ 総合案内板などの設置（音声対応、バリアフリー経路の表示など）	宇治市		
	経路		・ 視覚障害者誘導用ライン※の整備			
	上屋		・ 連続した上屋の整備の検討			

8-3. 交通安全施設のバリアフリー化事業計画

(1) 交通安全施設のバリアフリー化事業に係わる基本的考え方

生活関連経路上の信号機には、音響装置の整備が望まれていることを踏まえ、交通安全施設では信号機への音響装置の設置を検討します。

(2) 交通安全施設のバリアフリー化事業

事業内容	主事業者	実施時期	
		短期	中長期
・ 信号機への音響装置の設置検討	京都府公安委員会		

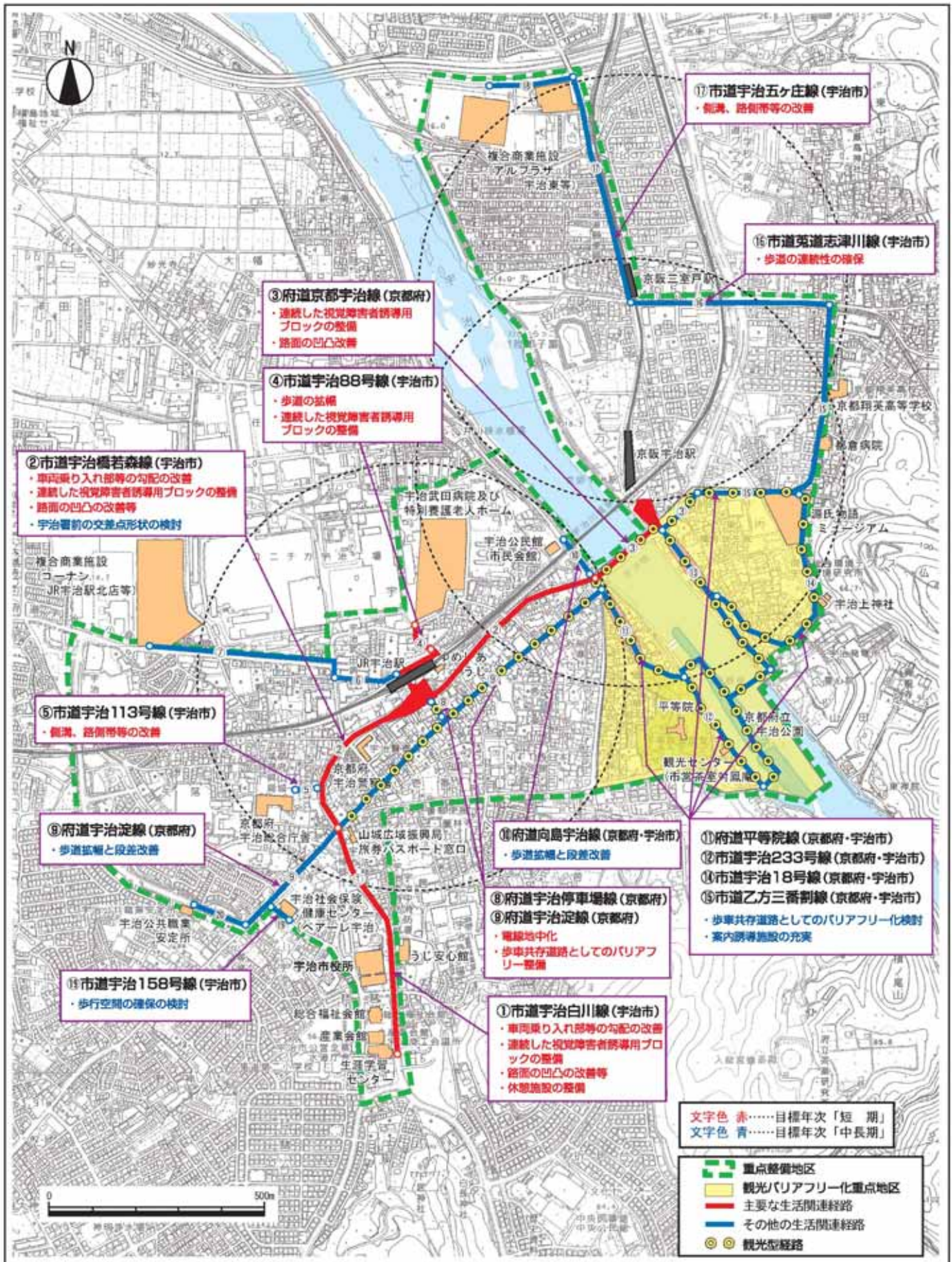


図 8-1 道路のバリアフリー化事業計画図

8. バリアフリー化事業計画

8-4. 特定公園のバリアフリー化事業計画

(1) 特定公園のバリアフリー化事業に係る基本的考え方

宇治駅周辺地区では、観光バリアフリー化重点地区の中心施設として京都府立宇治公園が位置し、移動動線上も重要な位置にあります。河川公園であるため、河川管理者の占用条件などにより整備の制約がありますが、可能な範囲でバリアフリー化を図れるよう検討していきます。

(2) 特定公園のバリアフリー化事業

公園名	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
京都府立宇治公園	・ 総合案内板などの検討 (音声対応、バリアフリー経路の表示など)	京都府		
	・ 園内のバリアフリー通路の検討			
	・ アクセス動線(朝霧橋)のバリアフリー化検討	宇治市		

8-5. その他のバリアフリー化事業計画

その他事業では、案内・情報関連の施策を位置づけます。

(1) 関係事業者共通の総合サイン整備計画の策定

来訪者が安全、快適に宇治駅周辺地区を楽しむためには、案内、情報のバリアフリー化が必要です。駅舎内、バス停、道路など施設別にサインなどのバリアフリー化事業を位置づけていますが、連続性のある、適切な情報提供を行うには、共通の整備指針による一定の共通ルールに基づき整備していくことが望ましいと考えます。このため、関係事業者の調整を図り、共通の総合サイン整備計画を策定します。



策定にあたっては、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方など利用者の視点で検討できるように住民参加型で検討を行います。

事業名	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
関係事業者共通の総合サイン整備計画の策定	・ 住民参加によるサイン整備指針の策定	宇治市		

(2) すべての人が使いやすいトイレ整備ガイドライン*の策定

宇治駅周辺地区には、駅前広場、公園、観光地など各地にトイレが整備されています。しかし、整備時期、管理担当課が異なるため、整備水準が統一されていません。すべての人が使いやすいトイレへと改善するにあたっては、車いす対応をはじめオストメイト対応、おむつ交換台、ベビーキープ、小児用トイレなど多様なニーズに対応していく必要があります。

このため、すべての人が無理なく利用できるような宇治市のトイレ整備のガイドラインを策定し、整備を進めていきたいと考えます。

策定にあたっては、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方など利用者の視点で検討できるように住民参加で検討を行います。

事業名	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
すべての人が使いやすいトイレ整備ガイドラインの策定	・ 住民参加によるトイレ整備ガイドラインの策定	宇治市		

8-6. ソフト施策 (みんなでバリアフリー)

基本構想に基づき、公共交通機関、道路関係、交通安全施設、公園などのバリアフリー整備が推進されます。しかし、物的な整備だけでは、すべての人が安全、安心、快適に活動できる“キラッと光る宇治のまち”は実現しません。

歩道上の違法駐車や危ない自転車の運転、障がい者用駐車場に一般車が駐車するといった、物的な整備によりバリアフリー化された施設でも、利用の仕方によっては新たなバリアが生じます。また、駅のホームでの段差、隙間など物的な整備では早急にバリアフリー化が難しい場合は、人による介助や声かけによりバリアフリーが実現する場合があります。

このため、市民一人ひとり、関係事業者、行政が連携、協働し、それぞれが出来ることを実行し、役割を果たすことが大切です。基本構想では次の施策を中心に、一人ひとりが協力する“みんなでバリアフリー”を推進していきます。

このようなソフト施策については、宇治駅周辺地区だけでなく、全市的かつ継続的に展開するものとします。

(1) 人的介助支援

事業内容	主事業者	実施時期	
		短期	中長期
・ 高齢者や障がいのある人への介助研修	公共交通事業者	継続実施	

8. バリアフリー化事業計画

(2) バリアフリーに関する意識啓発

事業内容	主事業者	実施時期	
		短期	中長期
・ バリアフリー化事業の進捗状況やバリアフリーのまちづくりに関する情報を掲載したミニニュースの発行	宇治市バリアフリー推進連絡会	継続実施	
・ 自転車の使い方やごみの出し方のマナーアップへの啓発活動	宇治市		
・ 障がい者用駐車場利用のマナーアップへの啓発活動			
・ 違法駐車を取り締まり及び広報、啓発活動	宇治市 京都府公安委員会		

(3) 市民による歴史観光都市バリアフリーモデルの実現

事業内容	主事業者	実施時期	
		短期	中長期
・ バリアフリー関連情報マップの作成など	市民・宇治市	継続実施	
・ 点字メニューの作成、設置などの検討	市民・商店会		
・ 観光サポートボランティアのしくみや、サポート技術講座の開催などの検討	市民・観光協会		

9. 継続的な取り組みに向けて

今後は、すべての人が安全、安心、快適に活動できる“キラッと光る宇治のまち”の実現に向けて、市民一人ひとり、関係事業者、行政が連携、協働し、基本構想に基づいて、それぞれが出来ることを実行し、役割を果たしていくことになります。

公共交通事業者、道路管理者、交通安全施設管理者などは「8. バリアフリー化事業計画」に基づき平成22年を目標に事業を実施していきます。また、ソフト施策については、市民、商店会、観光協会、行政等が協働して取り組んでまいります。

基本構想に位置づけた様々な事業、取り組みを効果的に、また着実に実行していくためには、各事業間の調整をはじめ、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方などの市民の多様な視点で計画、実施、検証していくことが必要です。

このため、基本構想策定後は、次のような取り組みを行い、継続的にバリアフリーに取り組むしくみを定着させていきます。

(1) (仮称) 宇治市バリアフリー推進連絡会の設置

基本構想の実現に向けて、基本構想で位置づけたバリアフリー化事業、ソフト施策が効果的に実施されるよう、計画の公表、進捗や事業結果の報告を行う場として、「(仮称) 宇治市バリアフリー推進連絡会」(以下、推進連絡会という)を設置します。

推進連絡会は、高齢者や障がいのある人、子育て世代の方などの市民の参画を図り、学識経験者や公共交通、道路、交通安全、その他施設の各事業者により構成する予定です。また、推進連絡会の実施内容をホームページ、ミニニュースの発行などを通じて広く市民に情報公開していきます。

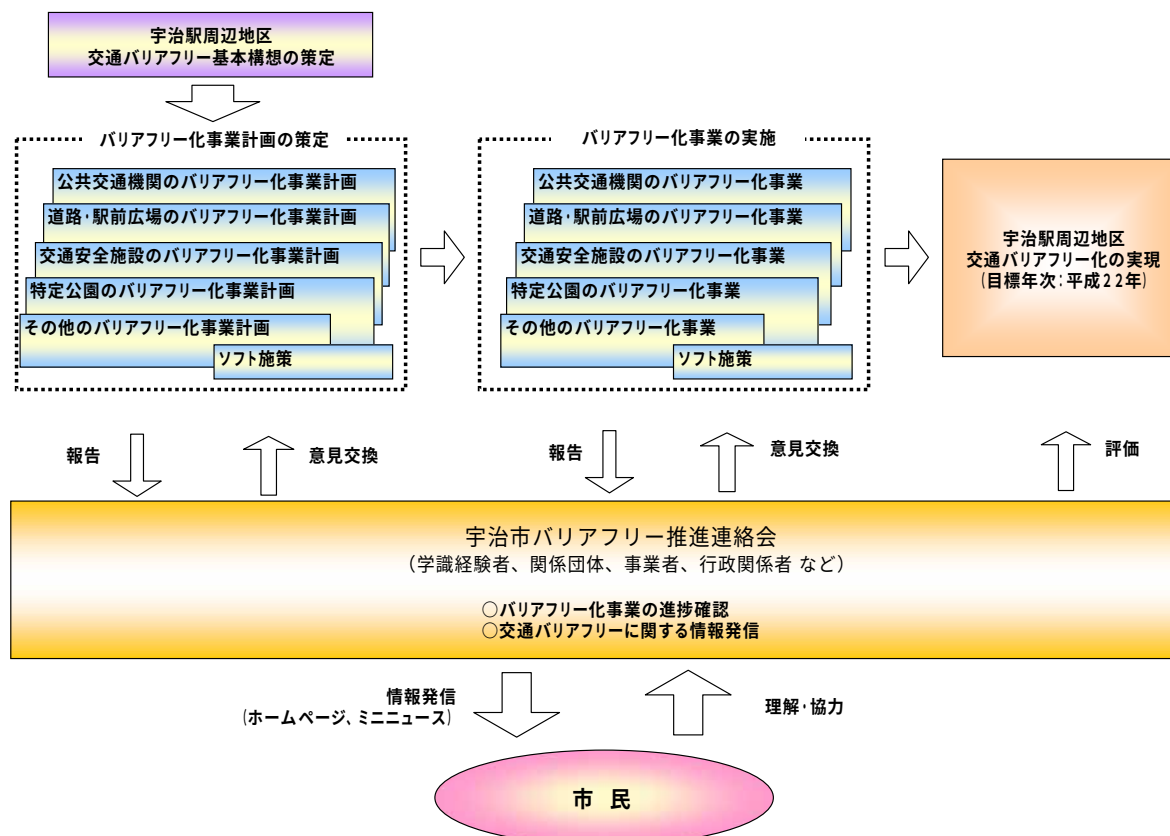


図 9-1 宇治市バリアフリー推進連絡会の概要

9. 継続的な取り組みに向けて

(2) 評価の実施

基本構想に位置づけた各事業の実施にあたっては、国の基準やガイドラインに基づき実施しますが、地域条件などにより個別の工夫や配慮が必要になります。このため、すべての人にとって安全、快適な整備がなされているか個別に検証することが必要です。

基本構想の実現にあたっては、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）で、推進連絡会により「スパイラルアップ※」を促進していきたいと考えています。

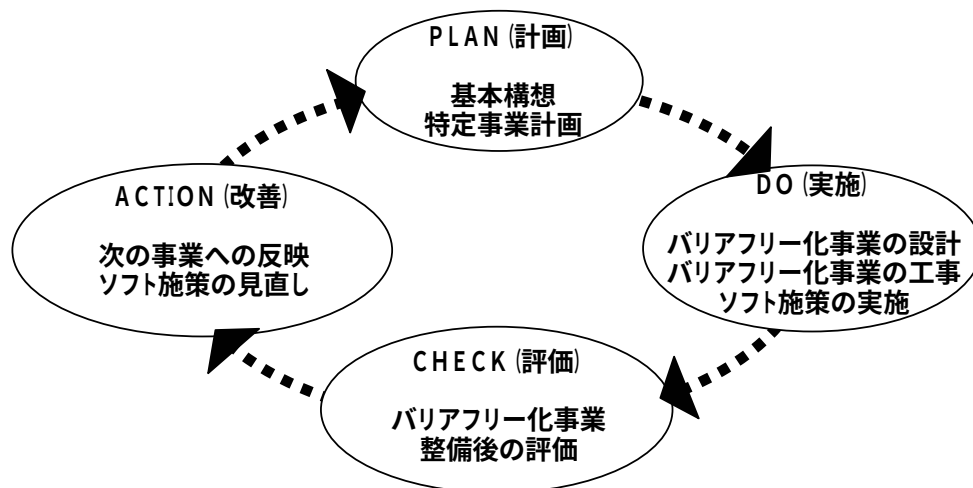


図 9-2 評価の実施のながれ

(3) 今後の取り組み

基本構想では、交通バリアフリー法に基づいて取り組みをはじめ、平成18年12月にバリアフリー新法が施行されたことを受け、バリアフリー新法の考え方を可能な範囲で反映しました。しかし、バリアフリー新法に基づき検討すべき以下の事項については、更なる調査や関係機関との協議等を行い、今後、基本構想の更新を図っていきます。

① 知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人の意見の反映

基本構想では、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人を含めて、「すべての人が安全、安心、快適に活動できる“キラッと光る宇治のまち”」を基本理念に掲げました。しかし、基本構想を策定する上で、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人や関係者が参画をしておらず、意見が十分に反映されているとは言えません。

このため、今後は、様々な障がいのある人と協働して、配慮事項などを整理するとともに、基本構想の更新を図っていきます。

② 生活関連経路の充実

基本構想では、生活関連施設間で連携が望まれる経路や散策や回遊性に配慮しネットワークが必要な経路を選定し、生活関連経路を設定しました。歩道の確保など現状の構造条件なども考慮し、1ルート以上の経路を確保するよう設定しましたが、必ずしも利便性の高い経路や最短経路の設定にはいたらない経路もあります。

バリアフリー新法では、これまで以上に生活関連施設間の連携が重視されていることから、利便性等の視点も加えて生活関連経路の充実を図り、基本構想の更新を図っていきます。

③ 特定公園施設のバリアフリー化事業計画の具体化

基本構想では、特定公園施設として京都府立宇治公園を位置づけ、特定公園施設のバリアフリー化事業計画を定めました。しかし、河川公園であるため、河川管理者の占用条件などにより整備の制約があることから、事業の具体化にあたっては技術的な検討や十分な協議等が必要のため、その事業内容については示すことができていません。

宇治駅周辺地区のバリアフリー化を実現する上で、重要な施設、経路であることから、今後は技術的な検討を進めるとともに、関係機関との協議等を行っていきます。

④ 特別特定建築物のバリアフリー化事業計画の策定

基本構想では、ワークショップなどで検討された市民意見を反映して生活関連施設の設定を行いました。生活関連施設には特定旅客施設をはじめ、特別特定建築物を含んでいます。基本構想では、特定旅客施設のバリアフリー化事業計画は位置づけましたが、特定建築物の調査を行っておらず、バリアフリー化事業計画の策定にいたっていません。

今後は特別特定建築物の出入口、廊下、階段、エレベーターなどのバリアフリー化状況を調査し、施設管理者と協議等を行い、バリアフリー化事業計画の検討を行います。

⑤ 特定路外駐車場の設定及びバリアフリー化事業計画の策定

バリアフリー新法では、500 m²以上の路外駐車場は特定路外駐車場としてバリアフリー化の対象施設に位置づけられました。

今後は、国から示されるガイドラインの内容を踏まえて施設管理者と協議調整を行い、バリアフリー化事業計画の検討を進めていきます。

⑥ 鉄道旅客施設のバリアフリー化事業の充実

基本構想で特定旅客施設に位置づけられたＪＲ宇治駅、京阪宇治駅は、近年改築された駅であるため、京都府福祉のまちづくり条例に基づきエレベーターや多機能トイレが整備され、交通バリアフリー法で定められた移動円滑化基準が概ね満たされています。

しかし、バリアフリー新法では、対象者を身体に障がいのある人から知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人も含め、様々な障がいのある人に拡大されたことや、ホームからの転落事故が絶えない視覚に障がいのある人のニーズに対応して、移動円滑化基準の追加が行われました。

このため、当該旅客施設においてもプラットフォームにおける視覚に障がいのある人の転落を防止するための設備の充実など、すべての人が安全、快適に利用できるようバリアフリー化事業の充実を検討していく必要があります。

空白

【参 考 資 料】

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

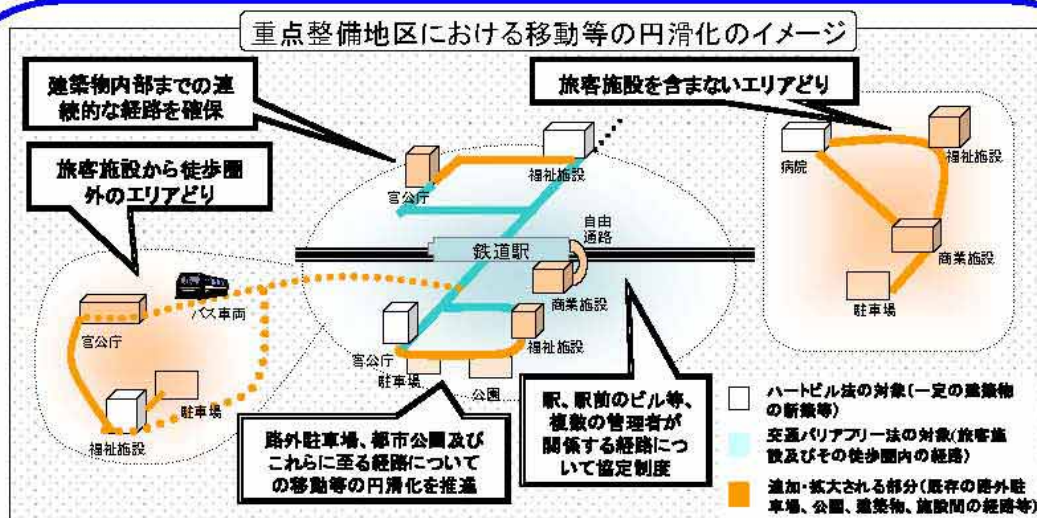


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

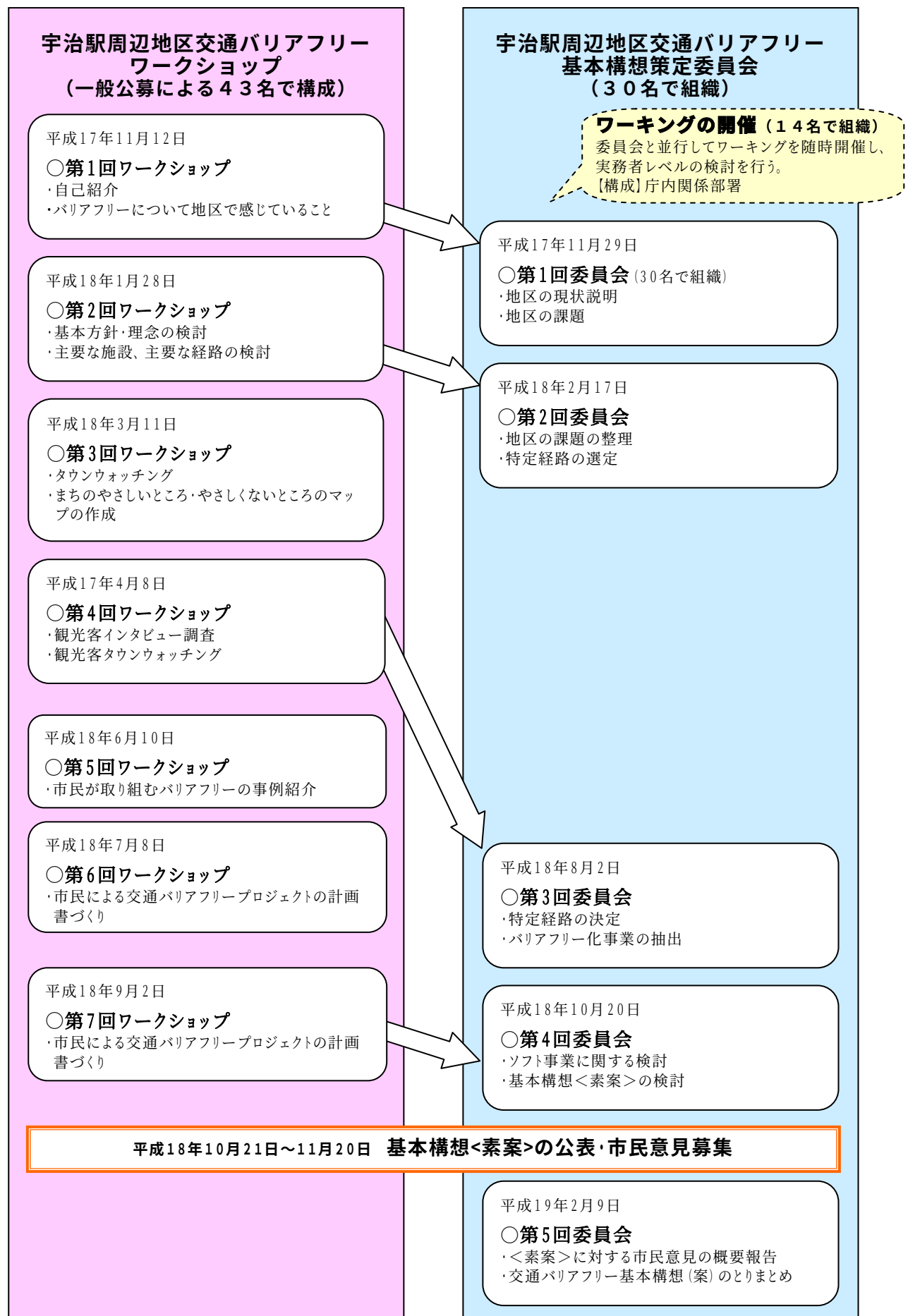


○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

参考資料-2：基本構想策定の経緯



参考資料-3：宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要項

（目的）

第1条 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）に基づき、宇治市交通バリアフリー全体構想において重点整備地区に位置付けられた宇治駅周辺地区における移動円滑化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる各号について、意見の交換及び調整を行なう。

- （1）当該地区における基本構想策定に関する基本的な事項に関すること。
- （2）当該地区における移動円滑化に関する基本理念及び基本方針に関すること。
- （3）当該地区における移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関すること。
- （4）その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 1 委員長は、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（意見の聴取）

第6条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

(施行期日)

附 則

この要項は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年 4月 1日から施行する。

宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会名簿

＜敬称略＞

分 類	職 名	氏 名	備 考
学 識 委 員	大阪大学大学院教授	新田 保次	(委員長)
	京都文教大学助教授	森 正美	(副委員長)
市 民 委 員	宇治市肢体障害者協会長	奥島 誠次	
	宇治市難聴者協会長	西村 篤子	
	宇治市視覚障害者協会長	今里 忠幸	
	宇治市ろうあ協会長	久米 征次	平成18年4月より副会長
	宇治市連合喜老会常務理事	河村 末三	平成18年6月まで
		中 貴昭	平成18年7月から
	宇治子育てを楽しむ会代表	迫 きよみ	平成18年3月まで
		中辻 志保	平成18年4月から
	宇治市社会福祉協議会副会長	曾谷 武	
	社団法人宇治市観光協会専務理事	北村 庄司	
	宇治商工会議所副会頭	下岡 矢市郎	
	宇治駅周辺地区交通バリアフリー ワークショップ代表	庄野 周平	
		金森 清正	
		平田 信夫	平成18年6月まで
		安江 徹	平成18年7月から
公共交通委員	西日本旅客鉄道(株)総務企画課長	中村 智	
	京阪電気鉄道(株)課長	前田 勝	
	(株)京阪バスシステムズマネージャー	槻木 章	
	京都タクシー業務センター常任幹事	冨田 博	
行 政 委 員	京都府宇治警察署交通課長	坂上 征芳	
	京都府山城広域振興局企画振興室長	柴田 一宏	
	京都府山城北土木事務所技術次長	三浪 秀夫	
	宇治市技監	山崎 隆	
	宇治市政策室長	溝口 憲一	
	宇治市財務室長	田中 彰	平成18年3月まで
		土屋 炎	平成18年4月から
	宇治市市民環境部長	仲野 正之	
	宇治市健康福祉部長	条 要治	
	宇治市教育委員会教育部長	塚原 理俊	平成18年3月まで
		五艘 雅孝	平成18年4月から
	宇治市建設部長	桑田 静児	
	宇治市都市整備部長	石井 章一	
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局 首席運輸企画専門館企画調整担当	竹内 保	平成18年3月まで
		下畑 賢治	平成18年4月から

参考資料- 4：宇治駅周辺地区交通バリアフリーワークショップの活動内容

◆ワークショップの活動記録（全7回）

平成 17 年 10 月に公募した「宇治駅周辺地区交通バリアフリーワークショップ」には、高齢者や身体に障がいのある人、子育て世代の方などを含む 43 名の応募がありました。このワークショップは平成 17 年 11 月～平成 18 年 9 月にかけて合計 7 回実施し、参加者により活発な話し合いが行なわれました。

第1回

H17.11/21

初顔合わせ

参加者全員で自己紹介。
その後はバリアフリーに
関して感じていることを
話し合いました。



第2回

H18.1/28

施設や経路の検討

みんながよく使っている
施設や経路を抽出しまし
た。また、基本理念や基
本方針についても意見を
出しました。



第3回

H18.3/11

タウンウォッチング

地区内の駅、道路、主要
な施設への入口などの利
用のしやすさを評価し、
まちのやさしいところ、
やさしくないところマッ
プを作成しました。



第4回

H18.4/8

観光客アンケート 観光客タウンウォッチング

ワークショップメンバー
が観光客にアンケート調
査を実施しました。また、
宇治市外に在住の車いす
利用の方、視覚に障がい
のある方、日本語を学び
に来られた外国人の合計
5 名の方をお招きし、観
光客の視点でタウンウォ
ッチングを実施しまし
た。



第5回

H18.6/10

課題や問題点の整理

タウンウォッチングを
もとに、宇治駅周辺地区
での課題や問題点をま
とめ、「かたち」、「しく
み」、「こころ」に分類
しました。



第6回

H18.7/8

第7回

H18.9/2

プロジェクトシートの作成

「かたち」、「しくみ」、「こころ」に分類した問題点を解決するために市民ができることを話し合い、取り組み内容（プロジェクト）をまとめました。



参考資料- 5：特定旅客施設の算定方法

特定旅客施設の設定にあたっては、バリアフリー新法により以下のとおりに定められています。

- (1) 1日の利用客数が 5,000 人以上である旅客施設
- (2) 高齢者または障がい者の利用客数が、5,000 人/日の旅客施設と同程度の旅客施設

ここで、上記の(2)の条件を検討するための算定方法が下記のとおりに示されています。

《算定方法》

全国の人口に対する全国の高齢者数または身体障がい者数の割合(①)と、宇治市の人口に対する市内の高齢者数または身体障がい者数の割合(②)から、高齢者数または身体障がい者数における 5,000 人/日に相当する利用者数(③)を算定します。

全国の高齢者数または身体障がい者数／全国の人口・・・・・・・・①

宇治市の高齢者数または身体障がい者数／宇治市の人口・・・・・・・・②

宇治市の高齢者数または身体障がい者数における 5,000 人/日に相当する利用者数

①×5,000／②・・・・・・・・③

表-1 5,000 人/日に相当する利用者数の算定

	人 口 (人)	高齢者数 (人)	身体障がい者数 (人)
全 国	127,767,994	25,672,005	4,795,003
宇治市	188,531	32,356	7,983
5,000 人/日に相当する利用者数		5,843 ^(※1)	4,523

(※1)高齢者数での算出では 5,000 人を超えるため、身体障がい者での算出結果を採用する

資料 全国：平成 17 年国勢調査(人口・高齢者数)、平成 17 年度厚生労働省報告(身体障がい者数)
宇治市：宇治市住民登録数(平成 17 年 10 月 1 日現在)

表-1 により、宇治市の身体障がい者における 5,000 人/日に相当する利用者数は 4,523 人となりました。ここで、平成 17 年の三室戸駅の乗降客数と比較します。

身体障がい者における 5,000 人/日に

相当する利用者数：4,523 人 ≤ 京阪三室戸駅の利用者数：4,921 人

以上のことから、5,000 人/日に相当する利用者数よりも京阪三室戸駅の利用者数の方が多いことがわかります。よって、京阪三室戸駅を 5,000 人/日の旅客施設と同程度の旅客施設とみなし、特定旅客施設として設定しています。

参考資料- 6：用語の解説

あ行

◆移動円滑化基準

法律の施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機等に関するバリアフリー化の基準のこと。

◆オストメイト

直腸や膀胱に機能障がいを負い、人工肛門や人工膀胱等の排泄口（スマート）を持つ人のこと。排泄、排尿に対応するための袋（パウチ）を腹部に装着している。

か行

◆ガイドライン

国や自治体等が指導方針として掲げる指針や基準のこと。

◆コミュニティ道路

人と車の共存を図るために、車道を蛇行させたり車道面に凹凸をつける等、心理的・物理的に車の速度が低下するように設計された、歩行者を優先した道路のこと。

さ行

◆視覚障害者誘導ライン

弱視の人に対して目印になるよう、路面との輝度差をつけ、各施設へと誘導するためのラインのこと。

◆スパイラルアップ

施策に対して検証や評価を行い、市民意見等を踏まえた上で、必要に応じて見直し（段階的な発展）を図っていくこと。

た行

◆多機能トイレ

車いすで利用できる広さがあり、手すりやベビーシートなどが装備されたトイレのこと。身体に障がいのある人ばかりでなく、赤ちゃん連れやお年寄り、けがをされている人にとっても利用しやすいトイレで、オストメイトのパウチ等の洗浄装置等が設置されている。

◆鉄道端末交通手段

駅に行くため、あるいは駅を降りてから目的地に向かうための自転車やバスなどの交通手段のこと。

わ行

◆ワークショップ

「仕事場、工房、研修会」などを示す言葉で、まちづくりの場合には、地域にかかわる諸問題に対応するため、さまざまな立場の参加者が交流や共同作業を通じて、地域の課題発見や解決策の検討などを行っていく活動のこと。

宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

平成 19 年 3 月

宇治市都市整備部交通政策課

〒611－8501 宇治市宇治琵琶 33 番地

TEL：0774(22)3141（代表）

FAX：0774(20)8778

Eメール：koutuseisaku@city.uji.kyoto.jp

※宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想については、宇治市のホームページにも掲載しておりますので、よろしければこちらをご覧ください。

宇治市ホームページ <http://www.city.uji.kyoto.jp/>

